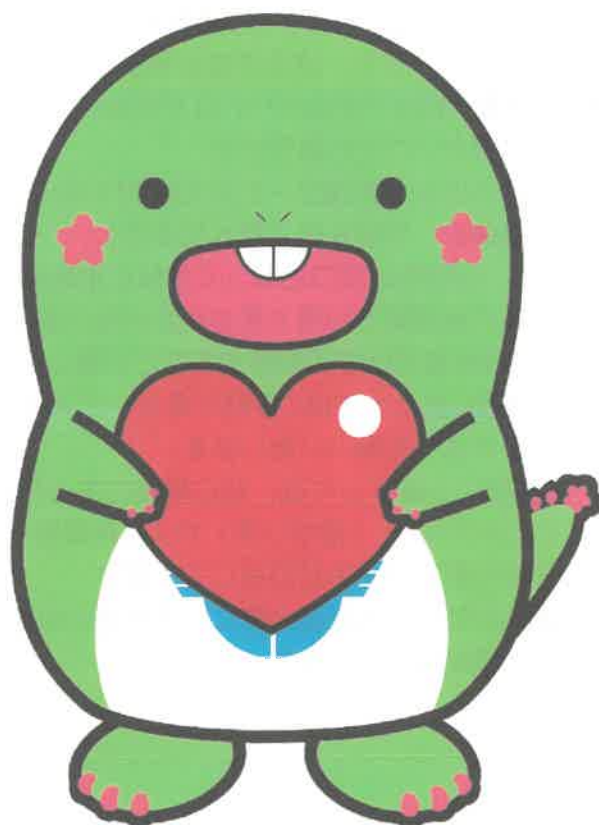


# 東金市 障がい福祉ガイド



東 金 市  
市 民 福 祉 部  
社 会 福 祉 課

令和6年3月

障がい福祉に関するサービスは、一人ひとりの障がいの特性、心身の状態等によって受けられるサービスが異なり、また、さまざまな制度があることから、障がいを持つ方々やその保護者が、自分が利用できるサービスが何なのか、受けることができる優遇措置が何なのか、分かりづらいこともあります。

このため、障がいを持つ方々が各種サービスを利用する入口のガイドブックとして本書を作成しました（基準日：令和6年3月1日現在）。

また、各サービスには、市役所が窓口となって手続きが出来るものと、利用料金や税金の減免など、市役所以外の機関等で利用できるものがあります。

さらに、制度によっては本書だけでご説明することが難しいものもあります。このため、各種サービスのご利用にあたっては、事前に各サービスの担当窓口にお問合せ、若しくはご相談くださいますようお願いいたします。

なお、「障がい」の表記につきましては、法に規定のある用語等は、そのまま「害」を用いています。このため文中で、「障がい者」や「身体障害者手帳」など、「がい」が漢字表記のものとひらがな表記のものが混在しています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」につきましては、「障害者総合支援法」と表記しております。

---

# 目 次

---

## 1 相談窓口・障がい者団体

1. 相談窓口.....	4
(1) 市の窓口.....	4
(2) 県の窓口.....	4
(3) その他の相談窓口.....	5
(4) 障害者相談員.....	6
(5) 山武圏域地域相談員.....	7
(6) 民生委員・児童委員.....	7
2. 障がい者団体.....	7
(1) 東金市身体障害者福祉会.....	7
(2) 東金市手をつなぐ親の会.....	7
(3) 山武郡市精神障害者家族会(のぞみ会).....	7

## 2 障害者手帳

1. 身体障害者手帳.....	8
2. 療育手帳.....	9
3. 精神障害者保健福祉手帳.....	10

## 3 障害福祉サービス

1. 自立支援給付.....	12
(1) 介護給付.....	16
(2) 訓練等給付.....	17
(3) 障害児通所支援.....	20
(4) 障害児入所支援.....	21
(5) 各種相談支援.....	22
2. 地域生活支援事業.....	24
(1) 成年後見制度利用支援事業.....	24
(2) 意思疎通(コミュニケーション)支援事業.....	24
(3) 移動支援事業(ガイドヘルプ).....	25
(4) 日中一時支援事業.....	25
(5) 知的障害者職親委託.....	25
(6) 移動入浴サービス事業.....	25
(7) 相談支援事業.....	26

## 4 医療等

1. 自立支援医療(更生医療:18歳以上).....	27
2. 自立支援医療(育成医療:18歳未満).....	28
3. 自立支援医療(精神通院医療).....	29
4. 重度心身障害者医療費助成.....	29
5. 子ども医療費助成制度.....	30
6. 高校生等医療費助成制度.....	31
7. 後期高齢者医療制度.....	31

8. 介護保険制度	31
9. 特定疾病療養受療証	32
10. 指定難病医療費助成制度	33
11. 特定疾患治療研究事業	33
12. 小児慢性特定疾病医療費助成	33
<b>5 補装具・日常生活用具等</b>	
1. 補装具費の支給	35
2. 日常生活用具の給付	36
3. 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成	37
4. 紙おむつの給付	38
5. 身体障害者補助犬の給付	38
6. あんしん電話(緊急通報装置)の貸与	39
7. 福祉用具貸出サービス	39
<b>6 その他のサービス等</b>	
1. NHK放送受信料の免除	40
2. 声の広報	40
3. 郵便料金の割引	40
4. 青い鳥郵便葉書の無償配布	41
5. 携帯電話料金の割引	41
6. NTT東日本の優遇措置	41
7. ニュー福祉定期預金・新福祉定期預金	41
8. 生活福祉資金の貸付	42
9. 東金アリーナ(個人使用)・東金市トレーニングセンター利用料金の免除	42
10. 東金アリーナ(専用使用)・東金市家徳スポーツ広場・東金青年の森公園利用料金の免除	42
11. 選挙と投票	43
(1) 郵便等による不在者投票	43
(2) 郵便等による不在者投票における代理記載制度	43
(3) 不在者投票施設での投票	43
(4) 投票所での代理投票	43
(5) 投票所での点字投票	43
12. 日常生活自立支援事業(すまいる)	44
<b>7 年金・手当</b>	
1. 障害基礎年金	45
2. 障害厚生年金	46
3. 国民年金保険料の法定免除	46
4. 特別障害給付金	47
5. 心身障害者扶養共済制度	47
6. 特別障害者手当	48
7. 障害児福祉手当	48
8. 特別児童扶養手当	49
9. 東金市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当	49
<b>8 交通機関などの割引及び助成</b>	
1. 公共交通機関の割引など	51
(1) JR 鉄道運賃の割引	51

(2) バス運賃の割引	51
(3) 航空運賃の割引	52
(4) 旅客船運賃の割引	52
(5) タクシー利用料金の割引	52
(6) 東金市市内循環バス	52
(7) 東金市乗合タクシー	53
2. 自家用車利用による社会参加の支援	53
(1) 自動車運転免許取得費助成事業	53
(2) 身体障害者用自動車改造費の助成	53
(3) 有料道路通行料金の割引	54
(4) 駐車禁止除外指定車標章の交付	54
(5) ちば障害者等用駐車区画利用証の交付	55
3. 障がい者の外出支援	56
(1) 福祉タクシー利用料金助成事業	56
(2) ふれあい移動サービス(自家用有償旅客運送事業)	56
(3) 福祉カー貸出サービス	56
(4) 障害者通所サービス等利用交通費助成	57

## 9 税金の軽減

1. 所得税、市県民税の障害者控除	58
2. 相続税の障害者控除	59
3. 特定障がい者に対する贈与税の非課税	59
4. 身体障がい者用物品の購入、借受けに対する消費税及び地方消費税の非課税	59
5. 少額貯蓄の利子等の非課税(マル優・特別マル優)	60
6. 自動車税(種別割・環境性能割)の減免	60
7. 軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免	62
8. 個人事業税の非課税	62

## 10 雇用・就労支援

1. 東金市地域職業相談室	63
2. ハローワーク千葉南(公共職業安定所)	63
3. 山武プリオ(障害者就業・生活支援センター)	63
4. 千葉障害者就業支援キャリアセンター	63
5. 千葉障害者職業センター	64
6. 千葉県立障害者高等技術専門校(ちばテク障害者校)	64
7. 国立職業リハビリテーションセンター	65

### (参考資料)

表 1 身体障害者障がい程度等級表	66
表 2 療育手帳判定基準	71
表 3 精神障害者保健福祉手帳 障がいの程度	71
表 4 日常生活用具対象種目一覧	72
表 5 障害者総合支援法の対象疾病一覧(366 疾病)	78
表 6 生活福祉資金の種類	82

# 1 相談窓口・障がい者団体

## 1. 相談窓口

### (1) 市の窓口

社会福祉課 (障がい福祉・障がいサービス係)	▶ 障がい福祉に関する主管課として、各専門機関と連携を図りながら、障害者手帳の交付、障害福祉サービス、手当、医療費助成(自立支援医療等)、補装具の購入及び修理等の各種サービスに関する申請、また、障がい者差別や虐待など、障がい者の生活上のさまざまな相談に応じます。	市役所第1庁舎1階 障がい福祉係 ☎ 50-1167 fax 50-1232 障がいサービス係 ☎ 50-1232 fax 50-1232
高齢者支援課 (介護給付係)	▶ 在宅介護や施設介護など介護給付全般に関する相談に応じます。	市役所第2庁舎1階 ☎ 50-1219 fax 50-1295
高齢者支援課 (介護認定係)	▶ 65歳以上の介護を要する方や40歳以上65歳未満で特定疾病により介護を必要とする方の要介護認定申請に関する相談に応じます。	市役所第2庁舎1階 ☎ 50-1219 fax 50-1295
子育て支援課 (児童家庭係)	▶ 子育て上の悩みや親子関係などの相談に応じます。	市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1215 fax 50-1249
子育て支援課 (子育て給付係)	▶ 子育て家庭への手当や子ども医療費の助成などに関する相談に応じます。	市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1202 fax 50-1249
国保年金課 (高齢者医療年金係)	▶ 後期高齢者医療制度に関する申請・相談に応じます。 ▶ 国民年金に関する申請・相談に応じます。	市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1133 fax 50-1288
学校教育課 (指導係)	▶ 通園・通学に関する相談、特別支援教育及び心身障がい児の就学指導に関する相談に応じます。	市役所第2庁舎4階 ☎ 50-1204 fax 50-1294

### (2) 県の窓口

中央障害者相談センター	▶ 18歳以上の身体障がい者、知的障がい者について、専門的な立場から医学的・心理学的及び職能的判定等を行い、自立を図るための相談支援を行っています。	千葉県緑区誉田町 1-45-2(千葉リハビリテーションセンター内) ☎ 043-291-6872 fax 043-291-8488
山武健康福祉センター(山武保健所)	▶ 身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、精神保健福祉及び難病など、また、乳幼児から高齢者に至るまで幅広い地域保健衛生全般のさまざまな相談に広域的・専門的に応じます。 ▶ 障がい者差別に関する電話相談について山武圏域広域専門指導員が応じます。☎ 54-3556	東金市東金 907-1 ☎ 54-0611 fax 52-0274

東上総児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 18歳未満の児童に関する療育手帳の交付や児童施設への入所など、あらゆる問題について、児童やその保護者にもっとも適した援助や指導を行うため、医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定及び必要な相談、指導を行っています。</li> <li>▶ 相談専用電話 ☎ 0475-27-5507</li> <li>▶ 緊急の場合や行動観察のため児童を一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置も行います。</li> </ul>	茂原市高師 3007-6 ☎ 0475-27-1733 fax 0475-27-1735
精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 心の健康について悩みがある、医療機関や相談機関の情報を知りたいなど、心の健康に関する相談に応じます。(面接での相談、診療は予約制です。まずは電話でご相談ください。)</li> <li>▶ 相談専用電話 ☎ 043-263-3893</li> </ul>	千葉市中央区仁戸名町 666-2 ☎ 043-263-3891 fax 043-265-3963

### (3) その他の相談窓口

東金市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ さまざまな団体・組織の相互理解と協働によって地域福祉を推進する民間の社会福祉団体として、住民の生活上の相談に応じる「心配ごと相談」、弁護士による「法律相談」、高齢者や障がい者の自立した地域生活を支援する「日常生活自立支援事業」などを行っています。</li> <li>▶ また、低所得世帯など(障がい者世帯を含む。)への生活福祉資金の貸付事務を行っています。</li> </ul>	東金市田間 3-9-1 (ふれあいセンター2階) ☎ 52-5198 fax 52-8227
東金市簡易マザーズホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 心身の発達に心配のある児童に対し、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うとともに、お子さんの発達に関する保護者からの相談にも応じます。</li> </ul>	東金市田間 3-9-1 (ふれあいセンター2階) ☎ 54-1197 fax 52-8227
山武郡市障がい者基幹相談支援センター(さんサポ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障がいのある方が安心して生活できるよう困りごとや希望を伺い解決に向けて一緒に考え、情報提供や適切な機関への紹介などを行う総合窓口です。障がいのある方やご家族の方などからの相談に専門的職員が対応します。緊急時や虐待に関する相談や通報は24時間(365日)体制で応じます。</li> </ul>	東金市南上宿 41番地 8 ☎ 86-6474 fax 86-6475
さんネット(中核地域生活支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 家族、仕事、障がい、将来のこと、各種福祉サービスの紹介、年金・手当などの生活情報の提供、施設利用援助の相談など、福祉だけでなく日常生活全般にわたる相談を24時間(365日)体制で応じます。</li> </ul>	山武市津辺 171-1 ☎ 77-7531 fax 77-7538
発達障害者支援センターCAS(キャス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 千葉県からの委託により、自閉症(高機能自閉症も含む。)・アスペルガー症候群・LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)などの発達障がいのある方々とその家族からの相談に応じます。ペアレントメンターの個別相談も東葛飾分室にて承っております。</li> </ul>	千葉市中央区亥鼻 2-9-3 ☎ 043-227-8557 fax 043-227-8559 東葛飾分室 ☎ 04-7165-2515
山武プリオ(障害者就業・生	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 就業を希望する障がい者やその家族からの相談に応じます。</li> </ul>	大網白里市細草 3215-19

活支援センター)		☎ 71-3111 fax 71-3123
千葉県運営化 適正委員会 (愛称:福祉サ ービス利用者 サポートセンタ ー)	▶ 第三者機関として千葉県社会福祉協議会に設置をされており、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査若しくはあっせん等を行います。	千葉市中央区千葉港 4-3(千葉県社会福祉センター内) ☎ 043-246-0294 fax 043-246-0298
千葉県身体障 害者福祉協会	▶ 障がいのある方からの生活全般にわたる相談や結婚相談に専任の相談員が応じます。	千葉市中央区千葉港 4-3(千葉県社会福祉センター内) ☎ 043-245-1746 fax 043-245-1578
千葉聴覚障害 者センター	▶ 千葉聴覚障害者センター(千葉県聴覚障害者協会)では相談支援の研修を受け業務経験を積んだ聴覚障がい者が「相談支援者」を務め、障がいのある方の生活全般の不安や悩みに応じています。	千葉市中央区神明町 204-12 ☎ 043-308-6372 fax 043-308-5562
千葉県視覚障 害者福祉協会	▶ 視覚障がいのある方やそのご家族からの生活上の諸問題について相談に応じます。	四街道市四街道 1-9-3 ☎ 043-421-5199 fax 043-421-5179
千葉いのちの 電話事務局	▶ 自殺をはじめとする精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている方に24時間(365日)「眠らぬダイヤル」として相談に応じます。 ▶ 相談専用電話 ☎ 043-227-3900	千葉市中央区本町 3-1-16(CIDビル内) ☎ 043-222-4416 fax 043-227-6911
千葉県手をつ なぐ育成会	▶ 千葉県からの委託により、「障害者人権110番事業」として障がいのある方やその家族からの生活相談、家庭・地域・施設等における諸問題について相談に応じます。 ▶ 相談専用電話 ☎ 043-246-2282	千葉市中央区千葉港 4-3(千葉県社会福祉センター内) ☎ 043-246-2181 fax 043-242-6494

#### (4) 障害者相談員

- 内 容 ▶ 市が委嘱し、相談員として活動していただいている方です。  
▶ 障がいのある方やそのご家族からのさまざまな相談をお受けして、問題解決のための助言、相談を行います。

区分	氏名	☎
身体障害者相談員	澤池 良和	070-2420-0242
知的障害者相談員	鈴木 豊子	58-3037
	山野 貴子	86-7423



## (5) 山武圏地域相談員

内 容 ▶ 「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、適任者を千葉県が委嘱し、障がい者の権利擁護などに関する相談に応じます。

氏 名	相談対応分野	☎	fax	相談可能な時間帯
杉 田 大 介	人権擁護 (成年後見制度)	53-3200		月～金曜 9:00～17:00
鈴 木 克 美	建物・不動産	080-1193-7040	0479-73-2406	毎日 8:00～15:00
村 井 正 久	建物・不動産	50-1555	043-332-8241	火・水曜を除く 9:00～17:00
中 西 亜 紀	精神障がい (知的障がい)	50-4545	50-4501	月～土曜 9:00～17:00
森 山 リ エ	精神障がい (知的障がい)	50-4545	50-4501	月～土曜 9:00～17:00
椎 名 菊 代	人権擁護	0479-84-0419	0479-84-0419	

## (6) 民生委員・児童委員

内 容 ▶ 障がい者の自立更生を援助・支援するとともに、関係機関との協力のもと社会福祉の増進のために活動しています。

▶ 各地区の民生委員・児童委員については、市社会福祉課又は東金市社会福祉協議会(民生児童委員協議会事務局)までお問い合わせください。

連 絡 先 ▶ 市社会福祉課社会係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1233 fax 50-1232

▶ 東金市社会福祉協議会 ふれあいセンター2階 ☎ 52-5198 fax 52-8227

## 2. 障がい者団体

### (1) 東金市身体障害者福祉会

団体概要 ▶ 会員相互の親睦、福利増進を目的とする会です。研修会・交流会・スポーツ大会・バスツアーなどがあります。

問 合 せ ▶ 東金市身体障害者福祉会 ふれあいセンター2階 東金市社会福祉協議会内  
☎ 52-5198 fax 52-8227

### (2) 東金市手をつなぐ親の会

団体概要 ▶ 心身障がい者の保護者が協力して障がい者本人の人権を守り、福祉の向上を図ることを目的に会員相互の研修及び親睦を図る活動を行っています。

問 合 せ ▶ 会長 鎗田敏光 ☎ 54-3877(自宅)

### (3) 山武郡市精神障害者家族会 (のぞみ会)

団体概要 ▶ 山武郡市に居住する精神障がい者の家族及び山武郡市の精神・神経科医療施設等を利用する精神障がい者の家族の会です。

問 合 せ ▶ 事務局 ☎ 0475-88-3167(沼袋愛子方)

## 2 障害者手帳

障がい者(児)の方が、各種サービスを受ける、または受けやすくするための手帳で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類からなります。

この手帳の種別や等級により受けられるサービスは異なりますが、本書に記載されているさまざまなサービスや優遇措置を受けることができます。

また、民間会社でも独自の制度を設けているところもあり、これらのサービスを受けるときにも障害者手帳が必要になる場合があります。

### 1. 身体障害者手帳

対 象 ▶ 負傷・病気・先天性の疾病などにより、視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体(上肢、下肢、体幹)、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、または肝臓機能に永続する障がいのある方

※ 障がいの等級は、県の審査を経て決定され、1級から6級に区分されます。  
障がいの程度等級については66ページを参照してください。

内 容 ▶ 身体に一定の障がいのある方に身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、手帳の所持により、障がいの程度(1級から6級まで区分)に応じ、各種サービスを受けることができます。

手 続 ▶ 新たに手帳を取得するときは、所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。

- 指定医師の診断書(指定医師については、窓口にお問い合わせください。)
- 顔写真(1枚 たて4cm×よこ3cm 脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの)
- マイナンバー(個人番号)が分かる書類

そ の 他 ▶ 上記以外の場合の、申請等の必要書類等は以下のとおりです。

	手帳	顔写真	診断書
手帳を紛失したとき(再交付)		○	
手帳の破損・写真交換したいとき(再交付)	○	○	
障がいの程度が変更、または追加するとき(再交付)	○	○	○
住所・氏名が変わったとき(変更届)	○		
本人が亡くなったとき(返還届)	○		

※ マイナンバー(個人番号)が分かる書類はいずれの場合も必要になります。

備 考 ▶ 市外へ転出する場合は、転出先の市区町村の福祉担当課で居住地変更の届出をしてください。

窓 口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

## 2. 療育手帳

対 象 ▶ 18歳までに、知能指数がおおむね75以下で、日常生活において介助を必要とする程度の状態になった方。

※ 障がいの等級は、最重度(㊤・㊤の1・㊤の2)、重度(Aの1・Aの2)、中度(Bの1)、軽度(Bの2)に区分されます。障がいの程度は71ページを参照してください。

内 容 ▶ 療育手帳は、知的障がいのある方に対して一貫した指導、相談を行うために交付されるもので、障がいの程度に応じ、各種サービスを受けることができます。

手 続 ▶ 新たに手帳を取得するときは、所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添え手続きしてください。

・ 顔写真(2枚 たて4cm×よこ3cm 脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの)

▶ 18歳以上の方で新たに手帳取得を希望される場合は、18歳未満の時点で発達の遅れに関する情報が含まれた母子手帳、通知票、他機関や病院での相談資料等の提出が必要になります。

▶ 申請後、18歳未満は東上総児童相談所、18歳以上は千葉県中央障害者相談センターの判定を受けていただき、障がいの程度が判定されます。

そ の 他 上記以外の場合の、申請等の必要書類等は以下のとおりです。

	手帳	顔写真(1枚)
手帳の次回判定日が近くなったとき(再判定)	○	○
障がいの程度が変わったとき(再判定)	○	○
手帳を紛失したとき(再交付)		○
手帳の破損・写真交換したいとき(再交付)	○	○
住所・氏名・保護者が変わったとき(変更届)	○	
本人が亡くなったとき(返還届)	○	

備 考 ▶ 次回判定日が決められている場合は、期限までに再判定を受ける必要があります。

▶ 市外へ転出する場合は、転出先の市区町村の福祉担当課で居住地変更の届出をしてください。

▶ 県外(千葉市を含む。)へ転出する場合は、新住所地で新しい手帳の交付を受けた後、千葉県の手帳を返還してください。

窓 口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

### 3. 精神障害者保健福祉手帳

対 象 ▶ 精神疾患による初診後、6ヶ月以上経過しており、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約のある方

※ 障がいの等級は、1級から3級に区分されます。障がいの程度は、71ページを参照してください。

内 容 ▶ 精神障害者保健福祉手帳は、精神に一定の障がいのある方に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付され、障がいの程度に応じ、各種サービスを受けることができます。

手 続 ▶ 新たに手帳を取得するときは、所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。

- 添付書類: 所定の診断書(窓口にあります。)または精神障がいを事由とする障害年金証書または特別障害給付金受給資格者証(マイナンバー(個人番号)により手続きをされる方は、証書または資格者証が省略できる場合があります)
- マイナンバー(個人番号)が分かる書類
- 顔写真(1枚 たて4cm×よこ3cm 脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの)

そ の 他 ▶ 上記以外の場合の、申請等の必要書類等は以下のとおりです。

	添付書類	手帳	顔写真
手帳の有効期限が切れるとき(更新)	○	○	○
障がいの程度が変わったとき(障害等級変更)	○	○	○
手帳を紛失したとき(再交付)			○
手帳の破損・写真交換したいとき(再交付)		○	○
住所・氏名が変わったとき(記載事項変更)		○	
本人が亡くなったとき(返還)		○	

※ マイナンバー(個人番号)が分かる書類はいずれの場合も必要になります(返還の場合を除く)。

備 考 ▶ 医師の診断書は、初診日から6か月経過した日以後のもので、かつ、診断日から3か月以内のものに限ります。

▶ 市外へ転出する場合は、転出先の市区町村の福祉担当課で居住地変更の届出をしてください。

▶ 精神障害者保健福祉手帳には有効期限(2年)があり、2年ごとに更新が必要です。更新手続は有効期限の3か月前から申請することが出来ます。

窓 口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

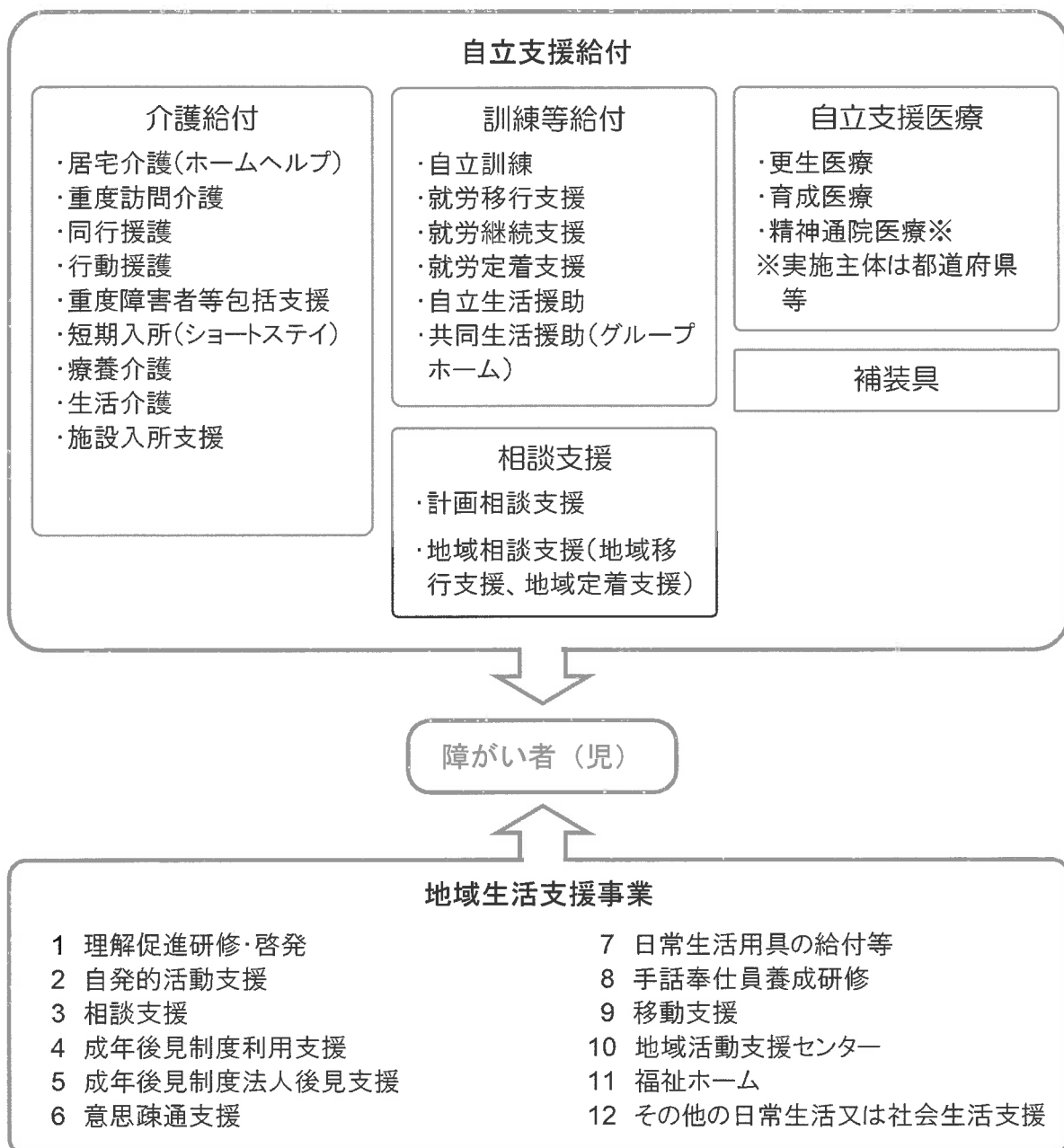
### 3 障害福祉サービス

障がい者を対象としたサービスは、全国一律に提供される自立支援給付と地域の実情に応じて市町村が独自に実施する地域生活支援事業で構成されます。

また、児童が利用できるサービスとしては、児童福祉法に基づくサービスもあります。

障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障がい者等（難病等の方を含む）の心身の状況（障害支援区分）、社会活動・介護者・住居等の状況、サービス利用の意向、訓練・就労に関する評価を把握し、その上で支給決定が行われます。

#### 障害福祉サービスの体系



## 1. 自立支援給付

- 対 象 ▶ 身体障がい者  
 ▶ 知的障がい者  
 ▶ 精神障がい者  
 ▶ 障がい児  
 ▶ 国が定める難病患者(78ページの別表参照)
- 内 容 ▶ 障がい者の心身の状況、介護者の状況などに応じ、16ページから23ページに記載した福祉サービスを受けることができます。
- 負 担 ▶ 利用したサービスの費用は、原則1割負担で、世帯の所得に応じて負担の上限月額が設定されています。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額		
生活保護	生活保護受給世帯	0円		
低所得	市町村民税非課税世帯	0円		
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(障がい児は28万円)未満)。ただし、20歳以上の施設等入所者を除く。	通所	障がい者(20歳以上の施設等入所者を除く)	9,300円
		在宅	障がい児(加齢児及び施設等入所者を除く)	4,600円
		入所	障がい児(20歳未満の入所施設利用者)	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯(一般1に該当しない方)	37,200円		

(世帯の範囲)

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者(施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。(14ページ「障害サービス利用までの流れ」を参照ください。)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証など
  - マイナンバー(個人番号)が分かる書類
  - 市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)
- 備 考 ▶ 介護保険のサービスを利用できる方(65歳以上で要介護又は要支援の状態にある方、又は40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護又は要支援の状態になった方)は、介護保険の給付が優先されます。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

## 自立支援給付に関する軽減措置

所得や家族等の状況により次の軽減措置があります。詳しくは、窓口でお問合せください。

- 施設入所者の補足給付  
20歳未満の全ての利用者、又は20歳以上の生活保護、低所得の利用者を対象に食費・光熱水費の自己負担額を収入に応じて軽減します。
- グループホーム利用者の補足給付  
グループホーム(重度障害者等包括支援の一環として行われる場合を含む。)の利用者(生活保護又は市町村民税非課税世帯)が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。
- グループホーム等入居者家賃補助金  
グループホーム(重度障害者等包括支援の一環として行われる場合を含む。)の利用者(市町村民税非課税世帯)が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額2万円を上限に補助金が交付されます。
- 療養介護利用者の医療費と食費  
低所得の利用者を対象に医療費と食費の自己負担額を減免します。
- 医療型障害児入所施設利用者の医療費と食費  
地域で子どもを養育する世帯と同額になるよう負担限度額を設定し、限度額を上回る額を減免します。(所得要件はありません。)
- 通所施設等の食費  
生活保護、低所得、一般1の日中活動系サービス(生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)、短期入所(ショートステイ)利用者を対象に食費の人件費相当分を軽減します。
- 高額障害福祉サービス等給付費  
同一世帯の中に、障害福祉サービスを利用する方が2人以上いる場合、障害福祉サービスを利用する方が介護保険も利用している場合、障害児通所・入所支援を利用する場合、又は補装具費の支給を受ける場合は、それぞれの負担額を合算して、一定額を超える分を償還払います。
- 新高額障害福祉サービス等給付費  
65歳になるまでに5年以上介護保険相当障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所)の支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合、障害福祉相当介護保険サービス(訪問介護・通所介護・短期入所・生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護)の利用者負担を償還払います。
- 生活保護への移行防止  
利用者負担や食費・光熱水費等を支払うと生活保護になってしまう場合は、生活保護にならないよう利用者負担や食費・光熱水費を軽減します。

○ 障害児通所支援の多子軽減

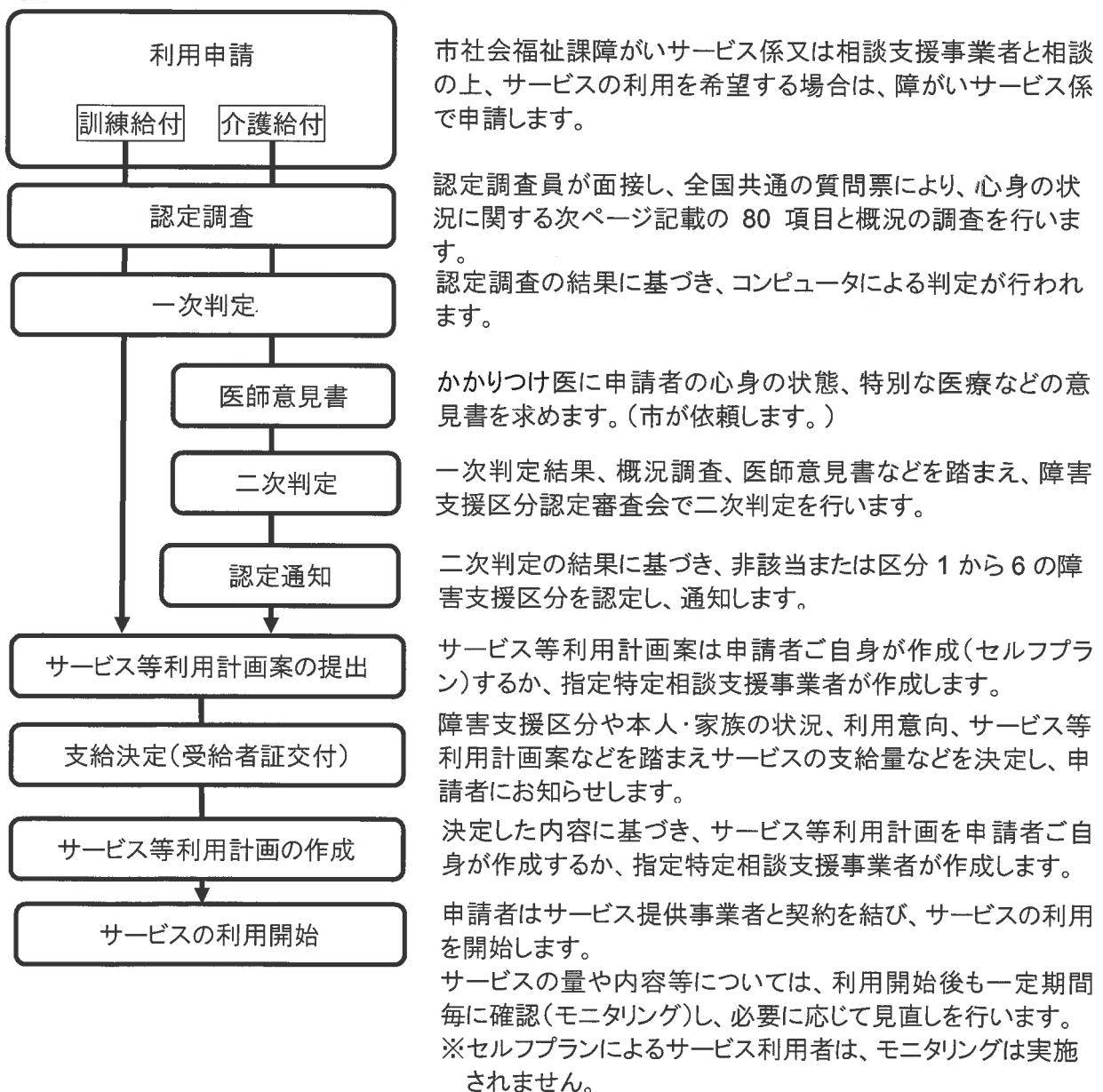
障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援)の利用者が次のどちらかに該当する場合、障害児通所支援の負担額を軽減します。

- 就学前の兄又は姉が保育所等に通っている場合
- 兄又は姉(年齢は問いません)がいる場合で、世帯の年収約360万円未満相当額(世帯における市町村民税所得割合計額が77,101円未満)である場合

○ 就学前障がい児の発達支援の無償化

就学前の障がい児を支援するため、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用者負担について、満3歳になって初めての4月1日から3年間無料とします。

■ 障害福祉サービス利用までの流れ



※ この流れによらない場合もあります。詳しくは窓口でお問合せください。





## (1) 介護給付

### ① 居宅介護(ホームヘルプ)

対 象 ▶ 障害支援区分が区分1以上の障がい者(障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態にある方)

内 容 ▶ 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行う身体介護と調理、掃除、洗濯、買い物などを行う家事援助があります。

### ② 重度訪問介護

対 象 ▶ 重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者又は精神障がい者であつて常時介護を必要とする方

内 容 ▶ 自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護などの支援を総合的に行います。

### ③ 同行援護

対 象 ▶ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者(児)

内 容 ▶ 外出時に同行し、移動時に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

### ④ 行動援護

対 象 ▶ 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者(児)であつて常時介護を要する方

※ 障害支援区分が区分3以上であつて、行動関連項目等10点以上の方

内 容 ▶ 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などの支援を行います。

### ⑤ 療養介護

対 象 ▶ 医療機関への長期の入院による医療的ケア及び常時介護を必要とする方

内 容 ▶ 医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

## ⑥ 生活介護

- 対 象 ▶ 障害支援区分が区分3以上(障害者支援施設に入所する場合は区分4以上)の方  
▶ 年齢が50歳以上の場合は、区分2以上(障害者支援施設に入所する場合は区分3以上)の方
- 内 容 ▶ 常に介護を必要とする方に、昼間、障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。

## ⑦ 短期入所(ショートステイ)

- 対 象 ▶ 障害支援区分が区分1以上である方(障がい児にあってはこれに相当する心身の状態にある方)
- 内 容 ▶ 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設に入所することにより、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## ⑧ 重度障害者等包括支援

- 対 象 ▶ 障害支援区分が区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある次のいずれかに該当する方
- 四肢に麻痺等があり、寝たきりの状態にある方
  - 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方
- 内 容 ▶ 介護の程度が著しく高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

## ⑨ 障害者支援施設での夜間ケア(施設入所支援)

- 対 象 ▶ 障害支援区分の区分4以上(50歳以上の場合は区分3以上)の方  
▶ 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所によって訓練等を実施することが必要かつ効果的である方、又は通所することが困難な方
- 内 容 ▶ 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## (2) 訓練等給付

### ① 自立訓練(機能訓練)

- 対 象 ▶ 地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持、向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者
- 内 容 ▶ 障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所、又は自宅において、理学療法(PT)、作業療法(OT)その他必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等必要な支援を行います。(標準利用期間18ヶ月)

## ② 自立訓練(生活訓練)

- 対 象 ▶ 地域生活を営むうえで、生活能力の維持、向上のため、一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者
- 内 容 ▶ 障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所、又は自宅において、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等必要な支援を行います。(標準利用期間24ヶ月)

## ③ 就労移行支援

- 対 象 ▶ 就労を希望しているが単独で就労することが困難なため、就労に必要な知識及び技術の習得、又は就職先探し等の支援が必要な65歳未満の障がい者
- ▶ あんまマッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許の取得により、就労を希望する方
- 内 容 ▶ 一般企業等への就労を希望する障がい者に、生産活動、職場体験などの活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動や就職後の職場定着のための相談等の支援を行います。(利用期間24ヶ月の有期限サービス)

## ④ 就労継続支援(A型)

- 対 象 ▶ 企業等に就労することが困難であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者
- 内 容 ▶ 一般企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約に基づき、就労の機会や生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行います。

## ⑤ 就労継続支援(B型)

- 対 象 ▶ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方
- ▶ 一定年齢に達している方で、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方
- 内 容 ▶ 一般企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約のない、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行います。

## ⑥ 就労定着支援

- 対 象 ▶ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けて一般企業等に新たに雇用された障がい者
- 内 容 ▶ 一般企業等への就労に向けた支援として、一定期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整などを行います。

⑦ 自立生活援助

- 対 象 ▶ 施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者
- 内 容 ▶ ひとり暮らしをはじめた時に、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的に訪問して必要な連絡調整や助言を行います。
- ▶ 随時通報を受け、相談に応じた必要な情報の提供及び助言、その他の援助を行います。

⑧ 共同生活援助(グループホーム)

- 対 象 ▶ 障がい者(身体障がい者にあつては、65歳未満の方、又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方)
- 内 容 ▶ 主に夜間において、共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の支援を行います。
- ▶ 介護を希望した場合、入浴、排せつ又は食事等の支援を受けることができます。

◆ 東金市福祉作業所 (就労継続支援B型)

- 対 象 ▶ 以下のいずれにも該当する方
- ・療育手帳または身体障害者手帳の交付を受けた方
  - ・年齢が18歳以上で作業能力がある方
  - ・原則、市内に住所を有し、介護を要せず継続して通所することが可能な方
- 内 容 ▶ 通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方へは、一般就労等への移行に向けて支援します。作業の提供及び指導、生活指導、社会生活への適応訓練を行います。
- 利用時間 ▶ 毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時(祝・休日、年末年始を除く。)
- 定 員 ▶ 25人
- 手 続 ▶ 面接及び実習を作業所で行った後、社会福祉課障がいサービス係で就労継続支援B型(訓練等給付費)の支給申請をしてください。
- ▶ 決定後、東金市福祉作業所と利用契約をしていただきます。
- 問 合 せ ▶ 利用についてのお問い合わせ等は、東金市社会福祉協議会または東金市福祉作業所までご連絡ください。
- 所 在 地 ▶ 東金市田間三丁目9番地1 ふれあいセンター1階 ☎ 52-2155

### (3) 障害児通所支援

#### ① 児童発達支援

対 象 ▶ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

内 容 ▶ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。

#### ② 居宅訪問型児童発達支援

対 象 ▶ 重度の障がいの状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児

▶ 重度の障がいの状態とは、人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態、又は、重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

内 容 ▶ 重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

#### ③ 医療型児童発達支援(令和6年4月より児童発達支援として一元化)

対 象 ▶ 肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能障がい)があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童

内 容 ▶ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援及び治療を行います。

#### ④ 放課後等デイサービス

対 象 ▶ 学校教育法に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

内 容 ▶ 授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行います。

#### ⑤ 保育所等訪問支援

対 象 ▶ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

内 容 ▶ 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の必要な支援を行います。

#### (4) 障害児入所支援

##### ① 福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援

対 象 ▶ 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がいを含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第2項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

※ 医療型は障がい児のうち、知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児

※ 引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められるときは、満20歳に達するまで利用することができます。

内 容 ▶ 障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与します。

▶ 医療型では上記と併せて治療を行います。

※ 障害児入所支援については、千葉県の所管となります。詳しくは、東上総児童相談所までお問合せください。

◆ 東金市簡易マザーズホーム（児童発達支援・放課後等デイサービス）

ことばが出ない、歩き始めが遅かった、お友達と仲良く遊べないなど、成長や発達に遅れや心配のあるお子さんが家庭や地域で健やかに育つように応援します。

【事業】

[児童発達支援]

- ▶ 0歳から就学前のお子さんで、ことばや行動面など発達に心配のあるお子さんに対して、親子遊び・音楽・運動のプログラム、さらに必要に合わせて、ことばの指導や食事の指導、理学療法等の個別指導も行います。発達検査を実施し、結果に基づいた支援を行います。
- ▶ 月曜日～金曜日(9:30～14:00)に行っています。

[放課後等デイサービス]

- ▶ ことばや行動面など発達に心配のある児童(18歳まで)に対して、放課後の生活を支援する中で、お子さんの発達を促します。
- ▶ グループ活動として木・金曜日(15:00～17:00)

[相談事業]

- 子育て相談(どなたでもご利用いただけます)
  - ▶ お子さんの発達に関する相談をお受けするとともに、専門の職員による療育指導を行います。
- 巡回相談(どの施設でもご利用いただけます)
  - ▶ 保育所や幼稚園等の集団生活の中で困っているお子さんへの支援を、先生方と共に考えていきます。

[その他]

- 公開おもちゃライブラリー(どなたでもご利用いただけます)
  - ▶ たくさんのおもちゃで遊べ、気に入ったおもちゃが2週間借りられます。その中で、希望される方には子育て相談も行っています。(毎月第2金曜日10:30～11:30 8月、12月、3月はお休みですが、日程を変更する場合がございますので事前にお問合せください。)

【利用を希望する方は】

月曜日～金曜日(祝祭日は除く)、8:30～17:00の間で下記までお電話ください。  
東金市田間三丁目9番地1 ふれあいセンター2階 ☎ 54-1197

(5) 各種相談支援

① 計画相談支援

- 対 象 ▶ 障害福祉サービスを利用する障がい者(児)  
▶ 地域相談支援を利用する障がい者
- 内 容 ▶ 障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行います。



② 地域相談支援(地域移行支援)

- 対 象 ▶ 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者  
 ▶ 児童福祉施設を利用する18歳以上の方
- 内 容 ▶ 退所・退院後、地域での生活に向けて、外出への同行支援、住居の確保、関係機関との連絡調整や相談支援を行います。

③ 地域相談支援(地域定着支援)

- 対 象 ▶ 施設や病院から退所・退院した人や家族との同居から一人暮らしに移行して1年以内で地域生活が不安定な方
- 内 容 ▶ 安定した地域生活を送れるように常時の連絡体制を確保し、緊急時等に訪問や相談支援等を行います。

④ 障害児相談支援

- 対 象 ▶ 障がい児及びその保護者
- 内 容 ▶ 障がい児やその保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障害児支援利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行います。

■ 計画相談支援・障害児相談支援実施事業所

名 称	住 所	電話番号	者	児
カマラードの里	東金市広瀬 421-11	58-1151	○	
基本塾サポートプラン	東金市日吉台 2-26-3	080-5879-4416	○	○
こどもプラス東金教室	東金市東新宿 18-1 酒造ビル 201	78-6426	○	○
地域生活支援センターゆりの木	東金市東金 1060-6 2F	50-4545	○	○
街かど福祉相談室ると	東金市東上宿 6-1 ファインコート 102	55-1611	○	○
相談支援事業所アプリング	東金市東金 991	53-6262	○	○
医療法人社団鎮誠会 とうがねヘルパーステーション	山武市姫島 270-1	80-2102	○	○
ケアステーション渚居宅介護事業所	山武市本須賀 3841-51	84-3750	○	○
指定特定相談支援事業所 光洋苑	山武市木戸 848	84-2131	○	
相談支援たけのこ	山武市真行寺 160-1	78-5311	○	○
よろず相談支援センター めくもり	山武市津辺 252-1	070-1252-7531	○	○
居宅介護支援事業所 かきつばた	大網白里市富田 2026-2	53-6161	○	○
パンプキンハウス	大網白里市細草 3221-4	77-6511	○	○
マリン・ハウス	大網白里市南今泉 4832-7	77-1066	○	
相談支援事業所 ココナッツ	大網白里市みどりが丘 2-5-5	070-9117-5572	○	○
相談支援事業所 ひまわり	大網白里市南今泉 1060	080-7299-5858	○	○
相談支援事業所 ふたば	大網白里市大網 5002-64	080-5347-5092	○	○
ケアプランセンターあいの手	山武郡横芝光町横芝 2385-2	0479-82-6600	○	○
障害者支援センター吉祥苑	山武郡横芝光町寺方 780-1	0479-80-0084	○	○
ぱる'S 相談支援事業所	山武郡横芝光町屋形 5314-36	080-5401-7392	○	
相談支援事業所 マナの家	山武郡九十九里町田中荒生 508-1	070-3812-9738	○	○

## 2. 地域生活支援事業

### (1) 成年後見制度利用支援事業

- 対 象 ▶ 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が十分でない状態にある方で、親族がいないなど支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方
- 内 容 ▶ 成年後見制度の利用を支援することにより、障がいの権利擁護を図ります。
- 手 続 ▶ 窓口でお問合せください。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

### (2) 意思疎通（コミュニケーション）支援事業

- 対 象 ▶ 聴覚、又は音声言語の機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある身体障がい者
- ▶ 上記の身体障がい者と意思疎通を図ることに支障がある方及び研修会等を行う団体
- 内 容 ▶ 必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣するなどして意思疎通（コミュニケーション）の円滑化を図ります。
- 手 続 ▶ 所定の申請書（窓口にあります。）に必要事項を記入し、窓口で手続きしてください。
- 負 担 ▶ 無料
- 備 考 ▶ 手話通訳者等の派遣を受けようとする7日前までに手続きしてください。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

#### ◆手話通訳者設置事業

市役所に手話通訳者を設置しています。

設 置 日 ▶ 毎週木曜日（祝・休日の場合は、その前日）午前10時～午後4時30分

設置場所 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係

### (3) 移動支援事業（ガイドヘルプ）

- 対 象 ▶ 外出のために屋外での移動の支援が必要と認められる方で、次のいずれかに該当する方
- 重度の視覚障がい者又は全身性障がい者
  - 知的障がい者
  - 精神障がい者
  - 肢体不自由の全身性障がいに準ずる難病患者等
- 内 容 ▶ 屋外での移動に困難がある障がい者等を対象に、外出のための支援を行うことで、障がい者の余暇活動等の社会参加を促します。
- 負 担 ▶ 障害福祉サービスの利用負担に準じています。
- 手 続 ▶ 申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- 身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費(指定難病)受給者証など
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

### (4) 日中一時支援事業

- 対 象 ▶ 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等
- 内 容 ▶ 介助者が一時的な理由で介助できない場合、事業所、施設等で預かります。
- ▶ 日帰りの利用に限ります。
  - ▶ 年度ごとの申請手続きが必要です。
- 負 担 ▶ 障害福祉サービスの利用負担に準じています。
- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- 身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費(指定難病)受給者証など
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

### (5) 知的障害者職親委託

- 対 象 ▶ 知的障がい者
- 内 容 ▶ 一定期間、知的障がい者の更生に熱意のある事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。
- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に必要事項を記入し、手続きしてください。
- ▶ 申請時に聞き取り調査を行います。
  - ▶ 申請後、千葉県中央障害者相談センターの判定を受けていただきます。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

### (6) 移動入浴サービス事業

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳1級・2級所持者の方で、家庭において常時介護を要する65歳未満の方
- ▶ 療育手帳④・⑤の1・④の2・Aの1・Aの2を所持する65歳未満の方
  - ▶ 上記に該当しない方で、居宅において6か月以上継続してねたきりの常時介護を要する65歳未満の方

- 内 容 ▶ 訪問により入浴又は洗髪、清拭等のサービスを提供します。  
手 続 ▶ 窓口でお問合せください。  
負 担 ▶ サービスに係る費用の1割  
窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

(7) 相談支援事業

- 対 象 ▶ 障がいのある方やそのご家族、関係機関の方(障害者手帳所持不問)  
内 容 ▶ 障がいのある方が安心して生活できるよう困りごとや希望を伺い解決に向けて一緒に考え、情報提供や適切な機関への紹介を行うなど、経験を有する専門的職員が総合的・専門的な相談支援を行います。  
負 担 ▶ 無料  
窓 口 ▶ 山武郡市障がい者基幹相談支援センター(さんサポ)  
(受託法人:社会福祉法人ワナーホーム)  
☎ 86-6474 fax 86-6475  
メール sanbu-kikan@wanahome.or.jp

## 4 医 療 等

### 1. 自立支援医療（更生医療：18歳以上）

対 象 ▶ 身体障がい者

内 容 ▶ 生活上の便宜を増すために障がいを軽くしたり、機能を回復することができるよう、その障がいの除去、または軽減に必要な医療の給付を行います。

（給付対象医療の例）

- ・視覚障がい 角膜移植術、白内障手術など
- ・聴覚平衡機能障がい 外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術など
- ・音声・言語・そしゃく機能障がい 歯科矯正術、口蓋裂に対する手術など
- ・肢体不自由 人工関節置換術、骨切術、理学療法など
- ・中枢神経脳神経 脳シャント、脊髄形成術
- ・心臓機能障がい ペースメーカー埋込術、人工弁置換術など
- ・じん臓機能障がい 人工透析療法、じん臓移植術など
- ・小腸機能障がい 中心静脈栄養法
- ・免疫機能障がい 抗HIV療法、免疫調節療法など
- ・肝臓機能障がい 肝臓移植など

※ 指定を受けた医療機関での医療が対象となります。

負 担 ▶ 原則1割負担ですが、所得に応じて負担上限額が設定されています。

▶ また、低所得の方及び一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方（「重度かつ継続」と医師が認めた方）にも1か月当たりの自己負担上限額が設定されています。

#### 1ヶ月あたりの自己負担額の上限額

区分	生活保護 受給世帯	市町村民税非課税世帯 (本人収入)		市町村民税課税世帯 (市町村民税所得割)		
		80万円以下	80万円超	3万3千円未満	3万3千円以上 23万5千円未満	23万5千円以上
負担 上 限 額	0円	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	公費負担対象 外(医療保険の 負担割合)
				(高額治療継続者「重度かつ継続」)		
				5,000円	10,000円	20,000円

※ 本人収入とは、税法上の所得、障害年金、国の手当等の合計金額。

手 続 ▶ 事前に指定医療機関で相談の上、所定の申請書及び世帯調書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて、手続きしてください。

- ・身体障害者手帳
- ・指定医療機関の意見書(市が直接病院に依頼します。)
- ・健康保険証
- ・特定疾病療養受療証
- ・マイナンバー(個人番号)が分かる書類
- ・市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)

- 備考 ▶ 市町村民税所得割23万5千円以上の世帯の方は、対象外となります。ただし、継続的に相当額の医療費がかかる方(重度かつ継続)については、別途負担を軽減する制度があります。詳しくは窓口でお問合せください。
- ▶ この時の世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
- 窓口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

## 2. 自立支援医療（育成医療：18歳未満）

- 対象 ▶ 身体上の障がいをもつ児童又は現存する疾患がこれを放置するときは将来において機能障がいを残すと認められる児童
- 内容 ▶ 生活上の便宜を増すために障がいを軽くしたり、機能を回復することができるよう、その障がいの除去、または軽減に必要な医療の給付を行います。
- （給付対象医療の例）
- 視覚
  - 聴覚・平衡
  - 音声・言語・そしゃく
  - 肢体
  - 心臓・腎臓・呼吸器
  - ぼうこう・直腸・小腸・肝臓
  - 先天性の内臓(上記以外)
  - ヒト免疫不全ウイルス
- ※ 指定を受けた医療機関での医療が対象となります。
- 負担 ▶ 原則1割負担ですが、所得に応じて負担上限額が設定されています。
- ▶ また、低所得の方及び一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方(「重度かつ継続」と医師が認めた方)にも1か月当たりの自己負担上限額が設定されています。

### 1ヶ月あたりの自己負担額の上限額

区分	生活保護受給世帯	市町村民税非課税世帯 (保護者収入)		市町村民税課税世帯 (市町村民税所得割)		
		80万円以下	80万円超	3万3千円未満	3万3千円以上 23万5千円未満	23万5千円以上
負担上限額	0円	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	公費負担対象外(医療保険の負担割合)
				(高額治療継続者「重度かつ継続」)		

※ 収入とは、税法上の所得、障害年金、国の手当等の合計金額。

- 手続 ▶ 事前に指定医療機関で相談の上、所定の申請書及び世帯調書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて、手続きしてください。
- 身体障害者手帳(取得している場合)
  - 指定医療機関の意見書
  - 健康保険証
  - マイナンバー(個人番号)が分かる書類

- ・市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)

- 備考 ▶ 市町村民税所得割23万5千円以上の世帯の方は、対象外となります。ただし、継続的に相当額の医療費がかかる方(重度かつ継続)については、別途負担を軽減する制度があります。詳しくは窓口でお問合せください。
- ▶ この時の世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
- 窓口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

### 3. 自立支援医療（精神通院医療）

- 対象 ▶ 統合失調症、うつ病等の精神疾患(てんかんなども含む)の治療のため通院している方
- ▶ なお、精神症状が改善していても、その状態を維持し、かつ再発を予防するために、精神通院を継続する必要がある場合は対象となります。
- 内容 ▶ 精神障がいの早期治療を図るため、指定医療機関に通院して治療を受ける場合に必要な医療の給付を行います。
- 負担 ▶ 世帯の市町村民税額等に応じて原則1割の自己負担があります。
- ▶ ただし、所得に応じて前掲の更生医療・育成医療と同等の負担上限額が設定されています。
- 手続 ▶ 事前に指定医療機関で相談の上、申請書及び世帯調書(窓口にあります。)に次の書類を添えて手続きしてください。
- ・指定医療機関の診断書(指定様式)(更新の場合、診断書の提出は2年に1度)
  - ・健康保険証
  - ・マイナンバー(個人番号)が分かる書類
  - ・市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)
- 備考 ▶ 市町村民税所得割23万5千円以上の世帯の方は、対象外となります。ただし、継続的に相当額の医療費がかかる方(重度かつ継続)については、別途負担を軽減する制度があります。詳しくは窓口でお問合せください。
- ▶ この時の世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
- 窓口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

### 4. 重度心身障害者医療費助成

- 対象 ▶ 国民健康保険、各社会保険、後期高齢者医療制度の被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する方
- ・身体障害者手帳の等級が1級又は2級
  - ・療育手帳の等級が㊤、㊤の1、㊤の2、Aの1、又はAの2
  - ・精神障害者保健福祉手帳の等級が1級
- ※ 子ども医療費助成を受けている児童は、本制度の対象外です。
- ※ 平成27年8月1日以降に65歳以上で初めて身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けた方は対象外です。

- 内 容 ▶ 県内の医療機関(病院、薬局等)の窓口を受給券を提示すると、保険適用の医療費について一部負担のみで受診できます。(入院時の食事療養費等は対象外です)。
- ▶ 県外の医療機関にかかるとき、あんま・はり灸・マッサージを受けるとき、治療用補装具をつくるときは保険適用であっても受給券が使用できないため、助成金は償還払いとなります。
- ▶ 助成を受けるためには事前に受給資格の認定申請を行う必要があります。
- 負 担 ▶ 通院1回、又は入院1日につき300円(ただし市町村民税所得割が課税されていない世帯の場合は無料)。調剤費は無料。
- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳
  - 健康保険証
  - 市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)
  - ご本人名義の振込口座が分かるもの(通帳等)
- ▶ 決定後、重度心身障害者(児)医療費助成受給券を送付します。
- 備 考 ▶ 市町村民税所得割23万5千円以上の世帯の方は、対象外となります。
- ▶ 受給券を提示しなかった場合、または県外での受診など、本制度の適用を受けることができなかった場合は、償還払いで助成を受けることができる場合があります。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

## 5. 子ども医療費助成制度

- 対 象 ▶ 中学校3年生までのお子様
- 内 容 ▶ 医療機関、調剤薬局の窓口を受給券を提示すると、保険診療分の医療費について、一部負担のみで受診できます。
- 負 担 ▶ 入院1日、通院1回につき300円(ただし市町村民税所得割が課税されていない場合は無料)。調剤は無料。
- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類を添えて手続きしてください。
- お子様の健康保険証
  - 保護者の個人番号カード、通知カード等(マイナンバーがわかるもの)
- ▶ 子ども医療費助成受給券が送付されます。
- 備 考 ▶ 受給券を提示しなかった場合、または県外での受診など、本制度の適用を受けることができなかった場合は、償還払いで助成を受けることができる場合があります。
- 窓 口 ▶ 市子育て支援課子育て給付係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1202

※ 本制度は、障害者手帳所持者だけを対象とした制度ではありません。

※ 令和6年4月から制度が変わります。詳しくはお問い合わせください。



## 6. 高校生等医療費助成制度

- 対 象 ▶ 高校生相当年齢のお子様
- 内 容 ▶ 保険診療分の入院医療費について、一部負担額を除いた部分を助成します。
- 負 担 ▶ 入院1日につき300円(ただし市町村民税所得割が課税されていない場合は無料)。
- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類を添えて手続きしてください。
- 領収書
  - お子様の健康保険証
  - 学生証
  - 振込口座が分かるもの(生計を維持する保護者の名義の通帳等)
  - 保護者の個人番号カード、通知カード等(マイナンバーがわかるもの)
- 備 考 ▶ 全て償還払いで助成します。
- 窓 口 ▶ 市子育て支援課子育て給付係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1202
- ※ 本制度は、障害者手帳所持者だけを対象とした制度ではありません。  
※ 令和6年4月から制度が変わります。詳しくはお問い合わせください。

## 7. 後期高齢者医療制度

- 対 象 ▶ 65歳以上75歳未満の一定の障がいがある方
- 内 容 ▶ 本人の申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。  
▶ 加入することにより、後期高齢者医療保険料を負担していただくことになります。
- 負 担 ▶ 被保険者の所得等に応じて、1割、2割または3割負担です。
- 手 続 ▶ 下記窓口でお問い合わせください。
- 窓 口 ▶ 市国保年金課高齢者医療年金係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1133

## 8. 介護保険制度

- 対 象 ▶ 65歳以上の方、又は40歳以上65歳未満で政令で定める次の特定疾病に該当する方
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
  - 関節リウマチ
  - 筋萎縮性側索硬化症
  - 後縦靭帯骨化症
  - 骨折を伴う骨粗鬆症
  - 初老期における認知症
  - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
  - 脊髄小脳変性症
  - 脊柱管狭窄症
  - 早老症

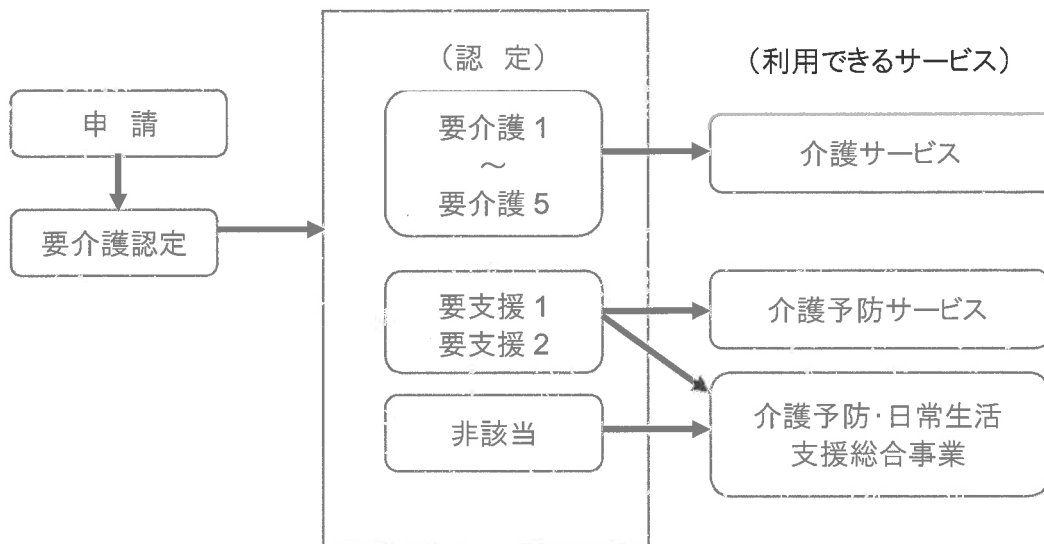
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患(先天性・外傷性は除く)
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

内 容 ▶ 介護保険サービスには、主に次のサービスがあり、◎印がついたサービスについては、介護保険の利用が優先されます。ただし、本人の状態等によっては障がい者福祉施策で受ける場合もあります。

- 訪問介護 ◎
- 通所介護 ◎
- 訪問入浴介護 ◎
- 介護保険施設での短期入所 ◎
- 福祉用具の貸与(車いす・特殊寝台・多点つえ・松葉つえ等)と購入(腰掛便座・入浴補助具・移動用リフトのつり具等) ◎
- 住宅改修費の給付(助成) ◎
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 介護保険施設(特別養護老人ホームや老人保健施設等)への入所

窓 口 ▶ 市高齢者支援課 市役所第2庁舎1階 ☎ 50-1219

■ 介護保険サービスを利用するには



9. 特定疾病療養受療証

対 象 ▶ 高額の治療を長期間受ける必要のある次の3つの特定疾病の方

- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第8因子障がいまたは、先天性血液凝固第9因子障がい
- 抗ウイルス剤の投与を受けている後天性免疫不全症候群(HIV感染症)

- 内 容 ▶ 加入している健康保険等から「受療証」の交付を受けると、毎月の治療費の自己負担が1万円までとなります。(ただし、70歳未満の人工透析者については、上位所得者や、世帯に所得の確認が出来ない人がいる場合は2万円)
- 手 続 ▶ 加入している健康保険等にお問い合わせください。
- 窓 口 ▶ 加入している健康保険  
 ▶ 国民健康保険の場合は、市国保年金課国保給付係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1250  
 ▶ 後期高齢者医療制度の場合は、市国保年金課高齢者医療年金係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1133

## 10. 指定難病医療費助成制度

- 対 象 ▶ 指定難病の診断を受けており、国の定めた病状の基準を満たしている方  
 ▶ 指定難病の診断を受けており、国の定めた病状の基準を満たしていない場合であっても、申請月以前の12月以内に医療費が33,330円を越える月数が3月以上ある方(軽症高額該当者)
- 内 容 ▶ 難病のうち国が定めた基準に該当する338疾患を指定難病といい、指定難病の患者が、指定難病の医療を受けたときに特定医療費の支給を受けられます。
- 負 担 ▶ 原則2割負担ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が設定されています。
- 備 考 ▶ 手続き及び自己負担額、指定難病の種類等、詳細については千葉県のホームページをご覧ください。
- 窓 口 ▶ 山武健康福祉センター(山武保健所) 東金市東金907-1 ☎ 54-0611

※ 本制度は、障害者手帳所持者だけを対象とした制度ではありません。

## 11. 特定疾患治療研究事業

- 対 象 ▶ 千葉県から対象疾患についての特定疾患医療受給者票の交付を受けた方
- 内 容 ▶ 自己負担分を除く対象疾患の医療費を公費で負担します。
- 負 担 ▶ 所得に応じて月当たりの負担上限額が設定されています。
- 備 考 ▶ 手続き及び対象疾患の種類、自己負担額等、詳細については千葉県のホームページをご覧ください。
- 窓 口 ▶ 山武健康福祉センター(山武保健所) 東金市東金907-1 ☎ 54-0611

※ 本制度は、障害者手帳所持者だけを対象とした制度ではありません。

## 12. 小児慢性特定疾病医療費助成

- 対 象 ▶ 対象となる疾患に罹患し、保険診療による治療を受け、当該疾患の状態が国が定める基準に該当する18歳未満の児童等  
 ▶ ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳到達までの方を含みます。
- 内 容 ▶ 自己負担分を除く対象疾患の医療費を公費で負担します。
- 負 担 ▶ 原則2割負担ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が設定されています。

備 考 ▶ 手続き及び対象疾患の種類、自己負担額等、詳細については千葉県のホームページをご覧ください。

窓 口 ▶ 山武健康福祉センター(山武保健所) 東金市東金907-1 ☎ 54-0611

※ 本制度は、障害者手帳所持者だけを対象とした制度ではありません。

#### 入院時の食事代について

住民税非課税世帯の場合、加入する健康保険(国保・社保等)から「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、病院に提示することで入院時の食事代が減額される場合があります。

手続等については、ご加入の健康保険の窓口までお問合せください。

## 5 補装具・日常生活用具等

### 1. 補装具費の支給

- 対 象 ▶ 身体障がい者(児)  
 ▶ 難病の者(児)
- 内 容 ▶ 補装具とは、身体障がい者(児)等の失われた身体機能を補完または代替する用具のことで、障がいの内容及び程度に応じ、補装具の購入・借受け・修理に際し助成が受けられます。  
 ▶ 購入前に申請が必要です。

(補装具の種類)

障がい名	交付できる補装具
視覚障がい	視覚障がい者用安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・◎車いす ◎歩行器 ◎歩行補助つえ等 ・座位保持装置(障がい部位によって異なります。)
内部障がい	◎手押し型車いす ◎歩行補助つえ ◎歩行器
重度障がい	重度障がい者用意思伝達装置

※ 上記一覧の◎がついているものは介護保険が優先される品物です。なお、介護保険該当者で、障がい・体型により既製の品物が適当でない場合には、意見書(既製品では適当でない理由)と身体障害者手帳を利用して補装具の申請となります。

- 負 担 ▶ 原則1割負担(世帯の所得状況等に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります。)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給	0円
低所得	市町村民税非課税	0円
一般	市町村民税所得割(46万円以下)課税	37,200円

(世帯の範囲)

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- ・ 指定医師の意見書、診断書(18歳未満の場合)
    - ※ 意見書等については、対象品目により省略が可能なものがあります。
  - ・ 見積書(業者から取り寄せてください。)
  - ・ 身体障害者手帳、難病等の方は診断書・意見書など疾患名が分かるもの
  - ・ 市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)
  - ・ マイナンバー(個人番号)が分かる書類

備 考 ▶ 世帯(18歳以上の方は、本人と配偶者のみ)の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。

▶ 労災による障がい者については、労働基準監督署で交付します。

窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

## 2. 日常生活用具の給付

- 対 象** ▶ 在宅で生活している身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者、難病患者等であって、当該日常生活用具を必要とする方
- 内 容** ▶ 日常生活用具とは、重度心身障がい者等が在宅生活を容易に過ごすための用具で、障がいの内容により、日常生活用具の給付が受けられます。  
 ▶ 日常生活用具の種目、対象、機能、基準額等については72ページの表4を参照してください。  
 ▶ 用具が使用に耐えられなくなった場合、耐用年数に応じて再支給します。
- 負 担** ▶ 日常生活用具は、原則1割負担で、世帯の所得状況等に応じて負担の上限月額が設定され、ひと月に購入した額にかかわらず、それ以上の負担は生じません。  
 ▶ ただし、72ページの表4に記載されている基準額を超える金額の用具を購入する場合は、利用者の負担上限額とは別に、基準額との差額が全て自己負担となります。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給	0円
低所得	市町村民税非課税	0円
一般	市町村民税所得割(46万円以下)課税	37,200円

(世帯の範囲)

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

- 手 続** ▶ 必ず購入前に、所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。  
 ・見積書(業者から取り寄せてください。)  
 ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保険福祉手帳  
 ※ 難病等の方は、所定の様式による医師の診断書(窓口にあります。)、或いは特定疾患医療受給証  
 ・その他(取付け工事等を伴う場合の取付け工事費の見積書など)
- 備 考** ▶ 世帯(18歳以上の方は、本人と配偶者のみ)の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。  
 ▶ 介護保険法その他の法令の規定により同種の用具の給付、貸与又は購入費の支給を受けられる場合は支給対象外です。
- 窓 口** ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

### 3. 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成

対 象 ▶ 次の全ての条件に該当する方

- 聴覚機能障がい身体障害者手帳の交付対象でない児童(18歳未満)
- 補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると指定医師が判断した児童
- 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満である児童又は30デシベル未満で指定医師が補聴器の装用を必要と認めた児童

内 容 ▶ 上記難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進を図るため、難聴児の保護者が補聴器を購入する費用の一部を助成します。

▶ 助成額は、実際の購入費又は下表の基準価格のいずれか少ない額に3分の2を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)

種類	基準価格	基準価格に含まれるもの
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200 円	(1) 補聴器本体(電池を含む。) (2) イヤモード
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900 円	
高度難聴用ポケット型	43,200 円	
高度難聴用耳かけ型	52,900 円	
重度難聴用ポケット型	64,800 円	
重度難聴用耳かけ型	76,300 円	
耳あな型(レディメイド)	87,000 円	補聴器本体(電池を含む。)
耳あな型(オーダーメイド)	137,000 円	
骨導式ポケット型	70,100 円	(1) 補聴器本体(電池を含む。) (2) 骨導レシーバー (3) ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	127,200 円	(1) 補聴器本体(電池を含む。) (2) 平面レンズ

手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。

- 指定医師の所定の意見書(窓口にあります。)
- 上記意見書に基づいて、補聴器販売業者が作成した見積書
- その他市長が必要と認める書類

備 考 ▶ 世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。

窓 口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

#### 4. 紙おむつの給付

- 対 象 ▶ 20歳以上で次のいずれかに該当する方
- 身体障害者手帳1・2級所持者
  - 療育手帳㉔、㉔の1、㉔の2、Aの1、Aの2所持者
- ▶ 施設等に入所又は入居している方、医療機関に入院している方は対象外です。
- 内 容 ▶ 在宅で障がいにより常時紙おむつを使用している方に対し、介護にあたるご家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを給付します。
- ▶ 交付月は、4・6・8・10・12・2月です。

種類	1月当たりの給付枚数
パンツ型	45枚以内
テープ型	45枚以内
フラット型	120枚以内
尿取りパッド	150枚以内

- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- 身体障害者手帳又は療育手帳(提示)
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

#### 5. 身体障害者補助犬の給付

- 対 象 ▶ 補助犬の飼育、管理について適切に行うことができる満18歳以上の在宅者で、千葉県審査を受け、所定の訓練を受けられる方。
- 内 容 ▶ 身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付します。
- 種 類 ▶ 盲導犬
- 視覚障がい1級の手帳を所持する方の目の代わりとなる、道路交通法で定められた犬
- ▶ 介助犬
- 肢体不自由2級以上の手帳を所持する方の日常生活を補助する犬
- ▶ 聴導犬
- 聴覚障がい2級の手帳を所持する方の音の聞き分け、誘導などをする犬
- 手 続 ▶ 下記窓口でお問合せください。
- 備 考 ▶ 身体障害者補助犬法の施行により、公共施設等に加えて不特定かつ多数の者が利用するホテル、デパート、飲食店等でも同伴することができます。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167



## 6. あんしん電話（緊急通報装置）の貸与

- 対 象 ▶ 在宅の身体障害者手帳1・2級所持者で、65歳未満の方のみで構成される世帯に属する方
- 内 容 ▶ 日常生活上の不安感を解消し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。
- 負 担 ▶ 次により、費用の一部を負担していただきます。

区分	利用者負担額
生活保護受給世帯	0 円/月
市町村民税の所得割非課税世帯	366 円/月(協力員代行サービス利用世帯は 397 円/月)
市町村民税の所得割 課税世帯	1,833 円/月(協力員代行サービス利用世帯は 1,986 円/月)

- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。  
・身体障害者手帳
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

## 7. 福祉用具貸出サービス

- 対 象 ▶ 在宅での生活に福祉用具が必要な方
- 内 容 ▶ 車椅子、松葉杖を貸し出します。
- 負 担 ▶ 利用料は無料
- 手 続 ▶ 所定の申込書(窓口又はホームページにあります。)で手続きしてください。
- 窓 口 ▶ 東金市社会福祉協議会 ふれあいセンター2階 ☎ 52-5198

## 6 その他のサービス等

### 1. NHK 放送受信料の免除

区分・対象

全額免除	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 身体障害者手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</li><li>▶ 療育手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</li><li>▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</li></ul>
半額免除	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳所持者が世帯主の場合</li><li>▶ 身体障害者手帳1級・2級所持者が世帯主の場合</li><li>▶ 療育手帳㊤、㊤の1、㊤の2、Aの1又はAの2所持者が世帯主の場合</li><li>▶ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者が世帯主の場合</li></ul>

手続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて窓口で免除事由の証明を受け、NHKに提出(郵送)してください。

- 障害者手帳
- 印鑑

窓口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

問合せ ▶ NHK千葉放送局営業部 〒260-8610 千葉市中央区千葉港5-1  
☎ 043-203-0700

### 2. 声の広報

対象 ▶ 視覚障がい者

内容 ▶ 文字による情報の入手が困難な障がい者に、社会参加の促進を図るため、広報などの市民生活をするうえで必要度の高い情報を音訳により定期的に提供します。

▶ 広報内容は、広報とうがね、福祉だより など

負担 ▶ 無料

問合せ ▶ 朗読奉仕つくし会(東金市ボランティアセンター) ☎ 52-5198

### 3. 郵便料金の割引

対象 ▶ 視覚障がい者

内容 ▶ 盲人用点字郵便物などが無料になります。また、点字ゆうパックなどが割引されます。

問合せ ▶ 東金郵便局 東岩崎23-1 ☎ 0570-943-680

#### 4. 青い鳥郵便葉書の無償配布

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳(1級・2級)所持者  
▶ 療育手帳(㊤・㊤の1・㊤の2・A1・A2)所持者
- 内 容 ▶ 身体障害者福祉強調運動にちなみ、青い鳥郵便はがきを毎年4月から5月にかけて郵便局から一人につき20枚が無償で配布されます。
- 問 合 せ ▶ 東金郵便局 東岩崎23-1 ☎ 0570-943-680

#### 5. 携帯電話料金の割引

- 対 象 ▶ 次のいずれかを所持されている方
- 身体障害者手帳
  - 療育手帳
  - 精神障害者保健福祉手帳
  - 特定疾患医療受給者証
  - 特定疾患登録者証
  - 特定医療費(指定難病)受給者証
- 内 容 ▶ 基本使用料などが割引されます。事前登録が必要ですので、利用希望者は、以下でお問合せください。

問 合 せ

携帯電話会社	割引制度の名称	携帯電話から	一般電話から
NTT ドコモ	ハーティ割引	151	0120-800-000
ソフトバンクモバイル	ハートフレンド割引	157	0800-919-0157
au	スマイルハート割引	157	0077-7-111

※割引制度の名称をインターネットで検索すると詳しい情報を得ることができます。

#### 6. NTT東日本の優遇措置

- 対 象 ▶ 障害者手帳所持者(各障害者手帳の条件等により該当しない場合があります。)
- 内 容 ▶ 障害者手帳所持者に対し、NTT東日本の福祉施策での福祉電話機の使用料や電話番号案内料などが割引されます。  
▶ 電話番号案内の割引は、事前登録が必要です。
- 問 合 せ ▶ NTT東日本 116(局番なし)、0120-116-000(携帯電話から)  
▶ NTTふれあい案内(無料番号案内)の問合せ・申込は0120-104174まで

#### 7. ニュー福祉定期預金・新福祉定期預金

- 対 象 ▶ 障害基礎年金等の年金受給者  
▶ 特別児童扶養手当、特別障害者手当等各種手当を受給されている方
- 内 容 ▶ 一般の1年ものの定期預金の金利に通常より優遇された利率を上乗せした金利を適用します。

➤ 上乗せ利率は金融機関により異なります。また、本制度を実施していない金融機関もあります。

備考 ➤ マル優(59ページ参照)を利用することができます。

窓口 ➤ ゆうちょ銀行、銀行等各金融機関

## 8. 生活福祉資金の貸付

対象 ➤ 所得の比較的小さい世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者や障害者手帳所持者のいる世帯

内容 ➤ 他からの融資が受けられない上記対象世帯に対し、修学資金や療養費、障がい者への自動車購入費等を無利子、又は低利子で貸し付けます。

➤ 貸付金の種類は、81ページの表6をご参照下さい。なお、資金の種類、貸付条件、限度額等は細かい規定がありますので下記窓口にお問合せください。

窓口 ➤ 東金市社会福祉協議会 ふれあいセンター2階 ☎ 52-5198

## 9. 東金アリーナ（個人使用）・東金市トレーニングセンター利用料金の免除

対象 ➤ 市内在住の身体障害者手帳所持者及びその介護人

➤ 市内在住の療育手帳所持者及びその介護人

➤ 市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護人

内容 ➤ 東金アリーナの諸施設を個人使用する場合及び東金市トレーニングセンターを利用する際に手帳を提示することで利用料金が免除されます。

備考 ➤ 詳しくは下記窓口までお問合せください。

窓口 ➤ 東金アリーナ 堀上1361-1 ☎ 50-1715

➤ 東金市トレーニングセンター 南上宿40-10 ☎ 55-8720

## 10. 東金アリーナ（専用使用）・東金市家徳スポーツ広場・東金青年の森公園利用料金の免除

対象 ➤ 市内在住の身体障害者手帳所持者及びその介護人が過半数を占める団体

➤ 市内在住の療育手帳所持者及びその介護人が過半数を占める団体

➤ 市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護人が過半数を占める団体

内容 ➤ 障がい者団体等が東金アリーナの諸施設を専用使用する場合、東金市家徳スポーツ広場及び東金青年の森公園を利用する場合は、免除申請を行うことで利用料金が無料になります。

備考 ➤ 詳しくは下記窓口までお問合せください。

窓口 ➤ 東金アリーナ 堀上1361-1 ☎ 50-1715

## 11. 選挙と投票

### (1) 郵便等による不在者投票

- 対 象 ▶ 次の身体障害者手帳所持者
- 両下肢、体幹、移動機能の障がいが1・2級の方
  - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい1・3級の方
  - 免疫、肝臓の機能障がい1から3級の方
- 内 容 ▶ 選挙人で重度の身体障がいのために投票所に行けない方は、自宅等で郵便等による不在者投票を行うことができます。
- 手 続 ▶ 下記窓口でお問合せください。
- 窓 口 ▶ 市選挙管理委員会事務局 市役所別棟2階 ☎ 50-1179

### (2) 郵便等による不在者投票における代理記載制度

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者で、上肢または視覚の障がい1級の方
- 内 容 ▶ 郵便等による不在者投票の対象者で、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する方に限ります。)に投票に関する記載をさせることができます。
- 手 続 ▶ 下記窓口でお問合せください。
- 窓 口 ▶ 市選挙管理委員会事務局 市役所別棟2階 ☎ 50-1179

### (3) 不在者投票施設での投票

- 対 象 ▶ 不在者投票施設に入所中の方
- 内 容 ▶ 不在者投票施設に指定された身体障害者支援施設等に入所中の方は、その施設で不在者投票を行うことができます。
- 手 続 ▶ 施設の職員にお申し出ください。
- 窓 口 ▶ 市選挙管理委員会事務局 市役所別棟2階 ☎ 50-1179

### (4) 投票所での代理投票

- 対 象 ▶ ご自身で投票用紙に記載することができない方
- 内 容 ▶ 投票所の係員が投票用紙に代筆します。
- 手 続 ▶ 投票所の係員にお申し出ください。
- 窓 口 ▶ 各投票所

### (5) 投票所での点字投票

- 対 象 ▶ 点字投票を希望される方
- 内 容 ▶ 投票所に点字器と点字の候補者氏名一覧を用意しています。
- 手 続 ▶ 投票所の係員にお申し出ください。
- 窓 口 ▶ 各投票所

## 12. 日常生活自立支援事業（すまいる）

- 対 象 ▶ 判断能力が不十分な方（高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）
- ▶ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方
- 内 容 ▶ 福祉サービス利用援助
- 福祉サービスの利用に関する情報の提供や助言
  - 福祉サービスを利用する際の手続きの援助
  - 福祉サービスの苦情を解決するための手続き援助
  - 日常生活に必要な事務に関する手続き
- ▶ 金銭管理サービス
- 日常的な生活費に必要な預貯金の預け入れや払戻しの手続き
  - 公共料金、税金、医療費等の支払い手続き
  - 年金、手当等の受領確認
- ▶ 財産保全サービス
- 大切な財産を金融機関の貸金庫に保管します。（預貯金の通帳、保険証書、不動産権利証、契約書、実印等）
  - ただし、宝石や貴金属類、絵画、骨とう品などはお預かりできません。
- ▶ 弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス
- 専門的な援助や助言が必要な方や、成年後見制度の利用を希望されている方に対し、弁護士・司法書士・社会福祉士を紹介します。
- 負 担 ▶ 次表のとおり。なお、生活支援員がご本人宅を訪問する際の交通費が別途かかります。
- ▶ 生活保護受給者は無料です。

区分	料金
福祉サービス利用援助	援助時間が1時間30分未満は1,000円 1時間30分以上2時間未満は1,500円
金銭管理サービス	(以降30分を超えるごとに500円を加算します)
財産保全サービス	3,000円(年額)
年会費	3,600円

- 手 続 ▶ 本人、家族、代理人などが窓口や電話で相談後、専門員が訪問します。利用申請後、契約締結審査会（県社協）、支援計画の作成、契約の締結を行います。（ここまで無料）
- ▶ 契約締結後、生活支援員による援助を行います。（有料）
- 窓 口 ▶ 東金市社会福祉協議会 ふれあいセンター2階 ☎ 52-5198

## 7 年金・手当

### 1. 障害基礎年金

対 象 ▶ 20歳以降に初診日があり、次のすべてに該当している方

- 初診日に国民年金に加入していたこと。または、初診日において60歳以上65歳未満で日本国内に住所があること。（老齢基礎年金を繰り上げ受給している方を除く。）
  - 障害認定日において一定の障がいの状態にあること、または、障害認定日時点では障がい軽かった方が、65歳に達するまでに障がい重くなり一定の障がいの状態にあること。
  - 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と保険料免除期間をあわせて3分の2以上あること、または、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。（初診日に65歳未満で、令和8年3月31日までにある場合）
- ▶ 20歳前の年金未加入期間に初診日があり、20歳に達したとき、または20歳に達したあとにおいて一定の障がいの状態にある方。
- ※ 初診日とは、障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日です。
- ※ 障害認定日とは、初診日から1年6か月を経過した日、または、1年6か月以内に症状固定した日です。

内 容 ▶ 病気やけがによって、日常生活などが制限されるようになった場合に受け取れる年金です。障がいの状態により、1級・2級の等級があります。

※ 障害等級は国民年金法の基準により判断するため、障害者手帳等の等級とは異なります。

▶ 令和5年度の年金額は次のとおりです。（参考）

年金額	1級	年額 993,750円
	2級	年額 795,000円

手 続 ▶ 下記窓口でお問合わせください。

- 備 考 ▶ 年金の支払いは、年6回、偶数月に各2か月分ずつ支給されます。
- ▶ 年金を受ける方に一定の子がいる場合は、一定額の加算があります。
  - ▶ 他の公的年金を受給しているときなどは、支給されないことがあります。
  - ▶ 20歳前に初診日がある場合、保険料の納付要件はありませんが、本人の所得など一定の要件により支給されないことがあります。

窓 口 ▶ 千葉年金事務所 千葉市中央区中央港1-17-1 ☎ 043-242-6320

▶ ねんきんサテライト茂原(千葉年金事務所 茂原分室)茂原市千代田町1-6サンヴェルプラザ1階 ☎ 0475-23-2530

▶ 市国保年金課高齢者医療年金係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1133

## 2. 障害厚生年金

- 対 象 ▶ 原則として次の条件のすべてに該当する方
- 初診日に厚生年金に加入していたこと。
  - 障害認定日において一定の障がいの状態にあること。
  - 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と保険料免除期間があわせて3分の2以上あること、または、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。(初診日に65歳未満で、令和8年3月31日までにある場合)
- ※ 初診日とは、障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日です。
- ※ 障害認定日とは、初診日から1年6か月を経過した日、または、1年6か月以内に症状固定した日です。
- 内 容 ▶ 病気やけがによって、日常生活などが制限されるようになった場合に受け取れる年金です。
- ※ 障害等級は国民年金法及び厚生年金法の基準により判断するため、障害者手帳等の等級とは異なります。
- ▶ 次により、障害厚生年金等が支給されます。

障害厚生年金	▶ 障がいの程度により1級から3級に分かれ支給されます。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 1・2級：障害基礎年金に上乗せして支給</li><li>• 3級：厚生年金保険が独自に支給</li></ul>
障害手当金	▶ 障害厚生年金が支給される障害程度よりも軽い場合に一時金として支給されます。

- 手 続 ▶ 下記窓口でお問合せください。
- 備 考 ▶ 年金の支払いは、年6回、偶数月に各2か月分ずつ支給されます。
- ▶ 1級・2級の年金を受ける人に要件を満たした配偶者及び一定の子がいる場合、一定額の加算があります。
  - ▶ 他の公的年金を受給しているときなどは、支給されないことがあります。
- 窓 口 ▶ 千葉年金事務所 千葉市中央区中央港1-17-1 ☎ 043-242-6320
- ▶ ねんきんサテライト茂原(千葉年金事務所 茂原分室)茂原市千代田町1-6サンヴェルプラザ1階 ☎ 0475-23-2530

## 3. 国民年金保険料の法定免除

- 対 象 ▶ 障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級、2級)を受けている国民年金の第1号被保険者
- 内 容 ▶ 届け出により国民年金の保険料が免除されます。
- 手 続 ▶ 下記窓口で届け出を行ってください。
- 窓 口 ▶ 市国保年金課高齢者医療年金係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1133



#### 4. 特別障害給付金

- 対 象 ▶ 国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができない方
- ▶ 次のいずれかに該当する方で、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障がいにより該当する方
- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生(定時制・夜間通学・通信制の学生は除く。)
  - 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者
- ※ 初診日とは、障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日です。
- ▶ ただし65歳に達する日の前日までに障がいの状態に該当した方に限られます。
- 内 容 ▶ 国民年金の任意加入期間に、未加入だったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がいのある方が受けられます。
- ▶ 令和5年度の年金額は次のとおりです。(参考)

年金額	1級	基本月額 53,650円
	2級	基本月額 42,920円

- 手 続 ▶ 下記窓口でお問合わせください。
- 備 考 ▶ 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象外です。
- ▶ 本人が他の公的年金を受給している場合や、本人の所得により、支給されないことがあります。
- 窓 口 ▶ 千葉年金事務所 千葉市中央区中央港1-17-1 ☎ 043-242-6320
- ▶ ねんきんサテライト茂原(千葉年金事務所 茂原分室)茂原市千代田町1-6サンヴェルプラザ1階 ☎ 0475-23-2530
- ▶ 市国保年金課高齢者医療年金係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1133

#### 5. 心身障害者扶養共済制度

- 対 象 ▶ 加入資格は、心身障がい者の保護者で、次の条件をすべて満たす方
- 4月1日現在の年齢が65歳未満の方
  - 県内に住所がある方
  - 特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態である方
- ▶ 共済の対象となる心身障がい者は、次のいずれかに該当し、将来、独立自活することが困難であると認められる方
- 知的障がい者
  - 身体障害者手帳1～3級所持者
  - 精神または身体に永続的な障がいのある方で、障がいの程度が上記と同程度と認められる方
- 内 容 ▶ 心身障がい者の保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡、重度障がい)のことがあったとき、心身障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。
- ▶ この制度は共済制度のため、加入者(保護者)は毎月掛金を納めていただきます

す。また、掛金は加入時の年齢に応じ異なります。

- 年金を受給する心身障がい者が加入者(保護者)より先に死亡した場合などは掛金の払戻しは無く、弔慰金が支払われます。
- 年金額は、次のとおりです。

年金額	月額 20,000円/口(2口まで加入可)
-----	-----------------------

- 手続 ➤ 下記窓口でお問合せください。
- 備考 ➤ 所得に応じた掛け金の減免の制度があります。  
➤ 本制度に基づく給付金(脱退一時金を除く。)については所得税は非課税です。
- 窓口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

## 6. 特別障害者手当

- 対象 ➤ 日常生活において常時の介護を必要とする状態(身体障害者手帳1級、2級の一部(主に合併障がい)、療育手帳④の1、その他、医師の診断書により同等の障がいと認められた方)で、原則として次の条件のすべてに該当する方
- 20歳以上であること
  - 施設に入所していないこと
  - 病院または診療所に引き続き3か月以上入院していないこと
  - 生計維持者(配偶者、父母等)の所得が定められた限度額以下であること
- 内容 ➤ 手当の額は次のとおりで、支給月は2・5・8・11月です。

手当額	月額 28,840円(令和6年4月1日～)
-----	-----------------------

- 手続 ➤ 申請書(窓口にあります。)に次の必要書類等を添えて手続きしてください。
- 所定の診断書(窓口にあります。)
  - 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(お持ちの方のみ)
  - 年金証書、年金の振込金額が分かるハガキ等(受給されている場合のみ)
  - 本人名義の預貯金通帳
  - 市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)
  - マイナンバー(個人番号)が分かる書類
- 窓口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

## 7. 障害児福祉手当

- 対象 ➤ 日常生活において常時の介護を必要とする状態(身体障がい児の場合は1級と2級の一部、知的障がい児の場合は知能指数20以下程度)で、原則として次の条件のすべてに該当する児童
- 20歳未満であること。
  - 施設に入所していないこと。
  - 生計維持者(父母等)の所得が定められた限度額以下であること。
- 内容 ➤ 手当の額は次のとおりで、支給月は2・5・8・11月です。

手当額	月額 15,690円（令和6年4月1日～）
-----	-----------------------

- 手続 ▶ 申請書(窓口にあります。)に次の必要書類等を添えて手続きしてください。
- 所定の診断書(窓口にあります。)
  - 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(お持ちの方のみ)
  - 本人名義の預貯金通帳
  - 市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)
  - マイナンバー(個人番号)が分かる書類
- 窓口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

## 8. 特別児童扶養手当

- 対象 ▶ 次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を養育している保護者
- 身体に重・中度の障がいを有すること(おおむね身体障害者手帳1級から3級までと4級の一部)
  - 日常生活において介護を必要とする程度の知的障がいのあること(おおむね知能指数35以下)
- 内容 ▶ 手当での額は次のとおりで、支給月は4・8・12月です。

手当額	重度障がい	月額 55,350円（令和6年4月1日～）
	中度障がい	月額 36,860円（令和6年4月1日～）

- 手続 ▶ 申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- 所定の診断書(窓口にあります。)
  - 戸籍抄本
  - 身体障害者手帳又は療育手帳
  - 保護者名義の預貯金の口座番号が分かるもの(通帳等)
  - 市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)
  - マイナンバー(個人番号)が分かる書類
  - 印鑑
- 窓口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

## 9. 東金市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

- 対象 ▶ 本市に住所を有し、次のいずれかに該当する方
- 療育手帳の障がいの程度が最重度又は重度と判定された方又は障害者相談センター所長の発行する判定書で重度と判定された方で、20歳以上の在宅の方
  - 居宅においておおむね6月以上ねたきりの状態で日常生活のほとんどに介護を要する身体障がい者で20歳以上65歳未満の方
- 内容 ▶ 手当での額は次のとおりで、支給月は1・4・7・10月です。

手当額	月額 8,650円
-----	-----------

- 手続 ▶ 申請書(窓口にあります。)に地区担当民生委員の証明(寝たきりの場合のみ)を受け、次の書類等を添えて窓口で手続きしてください。
- 在宅知的障がい者:療育手帳又は判定書
  - 寝たきり身体障がい者:身体障害者手帳
  - 年金証書、年金の振込金額が分かるハガキ等(受給されている場合のみ)
- 備考 ▶ 特別障害者手当等を受給している方及び一定以上の所得のある方は、本制度の対象外です。
- 窓口 ▶ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

## 8 交通機関などの割引及び助成

### 1. 公共交通機関の割引など

#### (1) JR 鉄道運賃の割引

対 象 ▶ 身体障害者手帳・療育手帳所持者

内 容 ▶ JRを利用する場合には、乗車券販売窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示して購入すると割引されます。

▶ 割引となる介護人は障がい者1人につき1人までです。

割 引 率 ▶ 手帳に記載されている種別により割引内容が異なります。(療育手帳の場合は「A」が第1種、「B」が第2種となります。)

区分	乗車券種類	利用形態	割引対象者	割引率
第1種 (A)	普通乗車券	片道 100km を超えて単独で利用する場合	本人	50%
		介護人と共に利用する場合(キロ数の制限はない)	本人・介護人	
	定期乗車券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人 ※	
	普通回数乗車券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人	
	普通急行券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人	
第2種 (B)	普通乗車券	片道 100km を超えて単独で利用する場合	本人	50%
	定期乗車券	12 歳未満の小児が介護人と共に利用する場合	本人・介護人 ※	

※ 小学校の小児定期乗車券は割引されません。(介護人は通勤定期乗車券に限ります。)

問 合 せ ▶ JR東日本お問い合わせセンター ☎ 050-2016-1600

備 考 ▶ JRのほか、各私鉄でも適用される場合があります。詳しくは、各鉄道会社にお問い合わせください。

#### (2) バス運賃の割引

対 象 ▶ 障害者手帳所持者

内 容 ▶ 路線バスを利用する場合に障害者手帳を提示すると運賃が割引されます。

▶ ただし、各バス会社によって取り扱いが異なる場合がありますので、事前に確認してください。

▶ 割引となる介護人は障がい者1人につき1人までです。

乗車券種類	利用形態	割引対象者	割引率
普通乗車券	単独で利用する場合	本人	50%
	介護人と共に利用する場合	本人・介護人※	
定期乗車券	単独で利用する場合	本人	30%
	介護人と共に利用する場合(12 歳未満の学生は除く)	本人・介護人※	

問 合 せ ▶ 各バス会社

▶ 千葉県バス協会 ☎ 043-215-8805

### (3) 航空運賃の割引

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者  
▶ 療育手帳所持者  
▶ 精神保健福祉手帳所持者
- 内 容 ▶ 国内の各航空会社の定期航空路線の国内線を利用する場合には、航空券販売窓口对身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を提示すると運賃が割引されます。
- 割 引 率 ▶ 割引の条件は各航空会社、又は路線によって異なることがあります。詳しくは各航空会社にお問合せください。
- 窓 口 ▶ 各航空会社

### (4) 旅客船運賃の割引

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者  
▶ 療育手帳所持者  
▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内 容 ▶ 国内の各旅客航路を利用する場合には、乗船券販売窓口到手帳を提示すると運賃が割引されます。
- 割 引 率 ▶ 50%(船舶運行業者によって割引の内容が異なる場合があります。)
- 窓 口 ▶ 各旅客船会社

### (5) タクシー利用料金の割引

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者  
▶ 療育手帳所持者
- 内 容 ▶ 乗車時に手帳を提示すると10%の割引が受けられます。
- 問 合 せ ▶ 千葉県タクシー協会 ☎ 043-307-7002

### (6) 東金市市内循環バス

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者  
▶ 療育手帳所持者  
▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内 容 ▶ 次により、手帳を提示すると運賃が100円になります。

区分	対象者
身体障害者手帳 1種 療育手帳 1種(A)	本人・介護人
身体障害者手帳 2種 療育手帳 2種(B) 精神障害者保健福祉手帳	本人

- 窓 口 ▶ 市地域振興課公共交通係 市役所第1庁舎2階 ☎ 50-1196

## (7) 東金市乗合タクシー

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内 容 ▶ 利用者登録の上、乗車時に手帳を提示すると100円引になります。  
※ 事前に利用者登録を行なう必要があります。
- 窓 口 ▶ 市地域振興課公共交通係 市役所第1庁舎2階 ☎ 50-1196

## 2. 自家用車利用による社会参加の支援

### (1) 自動車運転免許取得費助成事業

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳1級から4級、または療育手帳所持者で、運転免許の受験資格を有し、運転免許の取得により就労が見込まれるなど、社会参加の促進に効果があると認められる方
- 内 容 ▶ 普通自動車免許を取得するために要した費用(入所料、教材費、適正検査料、教習料、検定料等)の3分の2の額を助成します。  
▶ ただし、原則1人につき1回、10万円を上限とします。
- 手 続 ▶ 免許取得後6か月以内に所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
  - 身体障害者手帳又は療育手帳
  - 運転免許証の写し
  - 運転免許取得費の額を証する書類
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

### (2) 身体障害者用自動車改造費の助成

- 対 象 ▶ 次のいずれにも該当する方
  - 肢体不自由で、身体障害者手帳1・2級の所持者
  - 就労、通院又は通学に伴い、自ら運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部の改造が必要な障がい者
  - 運転免許を有する障がい者
- 内 容 ▶ 自動車の操向装置、駆動装置等の一部の改造に要する額、ただし、上限は10万円です。
- 手 続 ▶ 自動車の改造前又は改造後6ヶ月以内に所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
  - 身体障害者手帳の写し
  - 運転免許証の写し
  - 自動車車検証の写し
  - 自動車改造を行なう業者の見積書(改造箇所、改造費の明細が分かるもの)
- 備 考 ▶ 対象者及びその方と同一の世帯に属する配偶者について、申請を行う年度の市町村民税の所得割が46万円以上の世帯は対象外です。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

### (3) 有料道路通行料金の割引

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳を持っている方が自ら運転する自動車(本人運転)  
▶ 第1種の身体障害者手帳を持っている方、又は第1種の療育手帳を持っている方を同乗させて、介護者が運転する自動車(介護運転)  
※ 介護運転として利用するタクシー等以外の場合については自家用車が対象です。
- 内 容 ▶ 通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する場合には、あらかじめ登録手続きをすることにより、通行料金が割引されます。
- 割 引 率 ▶ 50%
- 期 限 ▶ 申請をした日から、その後の2回目の誕生日まで有効。更新手続きは、有効期限の2か月前から行なうことができます。
- 手 続 ▶ 身体障害者手帳または療育手帳、車検証(車を事前登録する場合のみ)、運転免許証(本人運転のみ)を添えて窓口で手続きしてください。  
※ETCを利用する場合はオンライン申請が可能です。  
▶ 手続き後、割引対象者証明を障害者手帳に貼付します。  
※ ETCを利用する方は、障がい者本人名義のETCカード(障がい者が18歳未満の期間は保護者のETCカードも可)、ETCセットアップ申込書・証明書も必要となります。社会福祉課で証明を受けたのち、有料道路運営会社の有料道路ETC割引登録係へ申請書を提出(郵送)していただくことで3週間程度で登録が完了し書面で通知が届きます。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232
- 問 合 せ ▶ 東日本高速道路株式会社NEXCO東日本お客さまセンター ☎ 0570-024-024
- オンライン申請 ▶ 障害者割引オンライン申請サービス  
<https://www.expressway-discount.jp/terms/>



### (4) 駐車禁止除外指定車標章の交付

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者で、次に該当する方
- 視覚障がい1～3級までの各級及び4級の1
  - 聴覚障がい2級及び3級
  - 平衡機能障がい3級
  - 上肢機能障がい1級、2級の1及び2級の2
  - 下肢機能障がい1級から4級までの各級
  - 体幹障がい1級から3級までの各級
  - 脳原生運動機能1級及び2級
  - 内部障がい1級から3級
  - ㊤またはAの療育手帳を持っている方
  - 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- 内 容 ▶ 歩行困難な障がいのある方が「駐車禁止除外指定車」標章の交付を受け、それを提示している車両は、公安委員会が指定した場所及び時間に駐車できます。  
▶ 詳しくは警察署へお問い合わせください。



- 手続 ▶ 障害者手帳の写し、障がい者本人の住民票の写し(身体障がい者等で歩行困難な方は不用)を添え、印鑑持参の上、警察署交通課で手続きしてください。  
 ▶ 上記以外にその他の添付書類が必要な場合があります。
- 備考 ▶ 駐停車禁止場所・法定駐車禁止場所での駐車はできません。  
 ▶ また、自動車の保管場所等の確保に関する法律により、道路を車庫代わりに使用したり、長時間の駐車はできません。
- 窓口 ▶ 東金警察署 北之幸谷10-12 ☎ 54-0110

#### (5) ちば障害者等用駐車区画利用証の交付

- 対象 ▶ 障害者手帳所持者等で、次に該当する方
- 視覚障がい4級以上・聴覚障がい3級以上・平衡機能障がい5級以上・上肢機能障がい2級以上・下肢機能障がい6級以上・体幹障がい5級以上・脳原生運動機能(上肢機能2級以上・移動機能6級以上)・内部障がい4級以上
  - 療育手帳Aの2以上
  - 精神障害者保健福祉手帳1級
  - 難病患者(特定疾患医療受給者・特定医療費(指定難病)受給者・小児慢性特定疾病医療受給者)
  - 高齢者等(介護保険の要介護1以上)
  - 妊産婦(妊娠7箇月～出産予定日 から1年の者)
  - けが人等(医師の診断等により歩行が困難であると認められたもの)
- 内容 ▶ 歩行や車の乗降が困難な方に「駐車区画利用証」を交付します。  
 ▶ 車椅子マークのある駐車場を優先的に利用できます。
- 手続 ▶ 障害者手帳等交付要件を証明する書類を添えて手続きしてください。  
 ▶ その他の添付書類が必要な場合があります。
- 窓口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232  
 ▶ 市高齢者支援課介護給付係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1219  
 ▶ 市健康増進課母子保健係 ふれあいセンター1階 ☎ 50-1234

### 3. 障がい者の外出支援

#### (1) 福祉タクシー利用料金助成事業

- 対 象 ▶ 第1種身体障害者の方、身体障害者手帳の等級が1・2級の方、3級の下肢・体幹又は視覚障がいの方、療育手帳の程度が㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2の方、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方、要介護認定4及び5の方
- 内 容 ▶ 年間24枚の福祉タクシー助成金交付申請書を交付します。ただし、10月以降の交付については、枚数が12枚となります。
- ▶ タクシーを利用された際の領収書を申請書に貼付して社会福祉課に申請すると、申請1件あたり900円(令和6年4月～)を上限として助成金を交付します。
- 手 続 ▶ 事前に登録申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証
  - 本人名義の通帳
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

#### (2) ふれあい移動サービス(自家用有償旅客運送事業)

- 対 象 ▶ 市内に住所があり、以下のいずれかに該当する方
- 介護保険法にいう「要介護者」「要支援者」
  - 身体障害者福祉法にいう「身体障がい者」
  - その他、肢体不自由、内部障がい、精神障がい、知的障がい等(手帳保持者)
- 内 容 ▶ 高齢や障がいなどのために、単独で公共交通機関を使って移動できない方(移動困難者)の外出を、福祉車両を使用してサポートします。
- ▶ 利用条件や費用など詳細については、お問合せください。
- 窓 口 ▶ 東金市社会福祉協議会 ふれあいセンター2階 ☎ 52-5198

#### (3) 福祉カー貸出サービス

- 対 象 ▶ 移動が困難な障がい者(児)及び高齢者等
- 内 容 ▶ 対象の方の積極的な外出を支援するため、寝台・車いすでの利用が可能な福祉車両などを貸し出します。
- ▶ 利用料は無料です。
- ※ 使用した燃料を補給してください。
- 手 続 ▶ 所定の申込書(窓口又はホームページにあります。)により窓口で手続きしてください。
- ※ 運転手の運転免許証の確認をさせていただきます。
- 窓 口 ▶ 東金市社会福祉協議会 ふれあいセンター2階 ☎ 52-5198

#### (4) 障害者通所サービス等利用交通費助成

- 対 象 ▶ 自宅から次の障害者支援施設までの距離が片道で1km以上あり、交通費を負担して通所している方で、本制度の登録決定を受けた方
- ・生活介護施設・自立訓練施設・就労移行支援施設・就労継続支援施設(A・B型)・地域活動支援センター(市内の施設は除く。)
- 内 容 ▶ 交通機関を利用する場合は、1日の往復運賃に通所日数を乗じて得た額と、1月分の定期乗車券の額を比較し、いずれか低いほうの額の2分の1に相当する額を助成します。
- ▶ 自家用車を利用する場合は、1km当たり10円に通所日数を乗じて得た額を助成します。
  - ▶ ただし、いずれの場合も1月当たり5,000円を上限とします。
  - ▶ なお、利用している施設から通勤手当等の支給を受けている場合は、その支給額を差し引いて助成額を計算します。
- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- 【登録申請】
- ・通所の距離をあきらかにする書類
  - ・振込先口座情報のわかるもの
- 【助成申請】
- ・通所内容証明書(利用している施設が記載します。)
  - ・定期乗車券その他これに類するもの(通所経費が分かるもの)
- 備 考 ▶ 年2回、4月から9月分及び10月から3月分の申請を受け付けます。
- ▶ 助成申請をするためには、事前に登録決定を受ける必要があります。また、登録決定を受ける前の期間については助成申請ができません。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

## 9 税金の軽減

### 1. 所得税、市・県民税の障害者控除

内 容 ▶ 障がいのある方が、所得税、市・県民税の納税者本人の場合、または納税者の同一生計配偶者もしくは扶養親族(16歳未満の年少扶養親族を含む。)にいる場合、申告することにより、所得から次の額の控除が受けられます。

区分	対象者	控除額(一人につき)	
		所得税	市・県民税
障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳Bの1・Bの2 精神障害者保健福祉手帳2・3級	27万円	26万円
特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳①・②の1・②の2・Aの1・Aの2 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円
同居特別障害者	扶養親族のうち特別障害者に該当する方で、納税者本人、納税者の配偶者または納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方	75万円	53万円

手 続 ▶ 勤務先で年末調整を受けるか、所得税の確定申告又は市・県民税の申告を行ってください。

備 考 ▶ 勤務先で年末調整を受ける場合は、勤務先の給与担当係が窓口です。  
 ▶ 手帳が交付された年の翌年の申告から対象となります。  
 ▶ 障がいのある方が納税者本人で、前年の地方税法上の合計所得金額が135万円以下の場合は、市・県民税は課税されません。  
 ▶ 障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方でも、介護保険の認定に係る主治医意見書に基づき、認知症又は寝たきりの度合いにより、確定申告用の「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられます。  
 詳しくは市高齢者支援課 ☎ 50-1219 までお問い合わせください。

窓 口 ▶ 所 得 税:東金税務署 東新宿1-12 ☎ 52-3121  
 ▶ 市・県民税:市課税課 市役所第2庁舎1階 ☎ 50-1128

## 2. 相続税の障害者控除

内 容 ▶ 85歳未満の障がい者が相続により財産を取得した場合、通常に計算した相続税額から次の額が控除されます。

区分	控除対象者	控除額
障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳Bの1・Bの2 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	10 万円×(85 歳－障がい者の年齢)
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳④・⑤の1・④の2・Aの1・Aの2 精神障害者保健福祉手帳 1 級	20 万円×(85 歳－障がい者の年齢)

問 合 せ ▶ 東金税務署 東新宿1-12 ☎ 52-3121

## 3. 特定障がい者に対する贈与税の非課税

対 象 ▶ 特定障がい者

- ・ 特別障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳④からA、精神障害者保健福祉手帳1級所持者)
- ・ 特別障害者以外の障がい者のうち精神に障がいのある方

内 容 ▶ 特定障がい者を受益者として、信託会社などと「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、次の金額までは贈与税がかかりません。

区 分	信託受益権の価額
特別障がい者である特定障がい者	6,000 万円
特別障がい者以外の特定障がい者	3,000 万円

手 続 ▶ 財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄の税務署に提出してください。

問 合 せ ▶ 東金税務署 東新宿1-12 ☎ 52-3121

## 4. 身体障がい者用物品の購入、借受けに対する消費税及び地方消費税の非課税

対 象 ▶ 身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する物品で一定のものを購入又は借受けた場合

内 容 ▶ 身体障がい者用物品としての義肢、車いす、盲人安全つえ等の購入、借受けについては、消費税及び地方消費税はかかりません。

## 5. 少額貯蓄の利子等の非課税（マル優・特別マル優）

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者  
▶ 療育手帳所持者  
▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者  
▶ 障害年金を受けている方
- 内 容 ▶ 預金や郵便貯金（マル優）、公債（国債、地方債）などの元本（特別マル優）合わせて700万円までの利子所得で課税される所得税と地方税が非課税になります。  
・マル優の対象となる貯蓄：預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券（4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円まで）  
・特別マル優の対象となる貯蓄：国債、地方債（2種類の額面の合計額が350万円まで）
- 手 続 き ▶ マル優、特別マル優を利用して金融機関に預け入れる際に、手帳又は障害年金の証書を提示して確認を受けてください。
- 窓 口 ▶ 各金融機関

## 6. 自動車税（種別割・環境性能割）の減免

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳の等級が次に該当する方  
・視覚障がい 1級から3級までの各級及び4級の1  
・聴覚障がい 2級及び3級  
・平衡機能障がい 3級  
・音声機能又は言語機能障がい 3級（喉頭摘出に係るものに限る。）  
・上肢不自由 1級及び2級  
・下肢不自由 1級から6級までの各級  
・体幹不自由 1級から3級までの各級及び5級  
・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい  
    ◇ 上肢機能 1級及び2級  
    ◇ 移動機能 1級から6級までの各級  
・心臓、じん臓、呼吸、ぼうこう又は直腸、小腸機能障がい 1級、3級及び4級  
・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 1級から3級までの各級  
・肝臓機能障がい 1級から4級までの各級
- ▶ 療育手帳の障がいの程度が㊸又はAの1の方及びAの2で音声若しくは言語又は上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳に3級の記載がある方
- ▶ 精神保健福祉手帳の障がいの程度が1級の方
- ▶ 戦傷病者手帳所持者
- 内 容 ▶ 専ら、上記の障がいのある方の移動のために利用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、上記の障がいを持つ方又は生計を一つにする同居の家族等が所有する次の自動車の自動車税（種別割・環境性能割）の減免を受けられます。  
・障がい者本人が所有、運転する自動車  
・障がいのある方のために生計を一にする同居の家族等が所有、運転する自動車  
・障がいのある方のみで構成される世帯の方で、障がいのある方が所有し、常時介護する方が運転する自動車

手続 ▶ 自動車の登録時、次の区分により、自動車税減免申請書に以下の書類を添付して県税事務所に提出してください。

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	提出書類	要件等
1	手帳所持者本人	手帳所持者本人	①②③④⑧	
2	手帳所持者本人 又は同居の家族等	手帳所持者本人又 は同居の家族等	①②③④⑤ ⑧	手帳所持者と生計を一にし、手帳所持者のために使用している自動車
3	手帳所持者本人	常時介護者	①②③④⑦ ⑧	手帳所持者のみで構成される世帯であること

① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳(申請には原本が必要です。)

② 自動車車検証(写)

③ 運転免許証(写)

④ 印鑑(納税義務者のもの・認め印可)

⑤ 自動車税等に係る生計同一証明書  
(発行機関)

・身体障害者手帳・療育手帳

⇒ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1167

・精神保健福祉手帳・戦傷病者手帳

⇒ 山武健康福祉センター 東金907-1 ☎ 54-0611

⑥ 使用目的を証する書類

・通院証明書 継続して月2回以上通院している旨の記載があるもの

・通学証明書・通勤証明書 当該自動車を使用している旨の記載があるもの

・帰宅証明書 継続して月2回以上施設等から自動車検査証記載の住所へ帰宅していること及び送金状況等により生計が一であることが記載されているもの

その他専ら手帳所持者の移動のために自動車が使用されていることが確認できる書面

⑦ 自動車税に係る常時介護証明書(発行機関は、生計同一証明書と同じ)

⑧ 今まで減免されていた自動車の移転又は抹消後の自動車車検証(既に減免を受けている自動車がある場合)

備考 ▶ 減免できる車両は1人の身体障がい者などにつき軽自動車を含め1台に限られます。

▶ 自動車税(環境性能割)は、自動車登録日より1ヶ月以内に申請が必要です。

▶ 自動車税(種別割)は、下記の期限のうちいずれか遅い日までに申請が必要です。

・納税通知書の納期限(5月末日)

・自動車登録年月日又は新規障害者手帳交付日から1ヶ月以内

窓 口 ▶ 東金県税事務所 東新宿17-6 ☎ 54-0223

## 7. 軽自動車税（種別割・環境性能割）の身体障がい者等に対する減免

- 対 象 ▶ 「自動車税(種別割・環境性能割)の減免」と同じ
- 内 容 ▶ 「自動車税(種別割・環境性能割)の減免」と同じ
- 手 続 ▶ 種別割の減免は、5月中旬に送付する納税通知書が届いてから納期限(5月31日)までに、次の書類等を持参し、窓口で申請してください。
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(申請には原本が必要です。)
  - ・自動車検査証(電子車検証の場合は、検査証記録事項)
  - ・運転免許証(生計を同じくする方が運転する場合は、その方のもの)
  - ・納税通知書
- ▶ 環境性能割の減免は、車両購入から1か月以内に東金県税事務所(☎ 54-0223)へ申請してください。
- 備 考 ▶ この制度の適用は、身体障がい者等1人につき普通車を含め1台に限られています。
- ▶ 減免が認められた方には、毎年6月中旬に「減免決定通知書(兼車検用納税証明書)」を送付します。
- ▶ 前年度に、身体障がい者等に対する軽自動車税(種別割)の減免を受けた納税義務者に対しては、毎年4月上旬に減免継続申請書を送付しています。該当される方は、必要事項をご記入のうえ必ず返送してください。
- ▶ 申請がない場合は、減免されません。
- ▶ 減免車両の変更、手帳記載事項の変更、車両名義の変更がある場合は、軽自動車税担当までご連絡ください。
- 窓 口 ▶ 市課税課 市役所第2庁舎1階 ☎ 50-1128

## 8. 個人事業税の非課税

- 対 象 ▶ 重度の視覚障がい者(両眼の視力喪失または両眼の視力が0.06以下)で、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復などの医業に類する事業を営む方
- 内 容 ▶ 個人事業税は課せられません。
- 問 合 せ ▶ 事業所を管轄する県税事務所が東金県税事務所である場合、東金県税事務所 東新宿17-6 ☎ 54-0223



## 10 雇用・就労支援

### 1. 東金市地域職業相談室

内 容 ▶ 求人検索パソコンを利用し、ハローワーク千葉南と同じ求人情報を得ることができます。

備 考 ▶ 雇用に関する相談、支援及び障がい者の求職登録については、対応していません。

所在地等 ▶ 東岩崎1-3 東金市役所別棟1階 ☎ 52-1104

### 2. ハローワーク千葉南（公共職業安定所）

内 容 ▶ 雇用に関する相談、支援及び職業の相談、紹介を行うとともに、専門援助部門では障がい者の求職登録ができます。

所在地等 ▶ 千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3階・4階

☎ 043-300-8609 fax 043-300-8619

### 3. 山武ブリオ（障害者就業・生活支援センター）

内 容 ▶ 山武ブリオは、社会福祉法人ワーナーホームに千葉県が事業委託している障害者就業・生活支援センターです。

▶ センターでは就職や職場への定着（長続き）が難しい障がいを持つ方に、雇用や保健福祉、教育などの関係機関と連携しながら、身近な地域で就職に向けた準備、就職活動、職場定着等、段階に応じた支援しています。

▶ また、それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理について、事業所に対する助言、或いは、リワーク（復職）支援を行うとともに、生活面の支援についても一体的に行っています。

対 象 者 ▶ 障がいをお持ちの方で一般企業で働きたいと思っている方や働いている方

▶ 障がい者雇用をしている企業の方、また今後お考えの企業の方

所在地等 ▶ 大網白里市細草3215-19 ☎ 0475-71-3111 fax 0475-71-3123

### 4. 千葉障害者就業支援キャリアセンター

内 容 ▶ 障がい者からの就業に関する相談を受けるとともに、センターで就職のために必要な基本的なスキルの習得を目的とした準備訓練を実施しています。

▶ また、就労後も障害者就労支援員（ジョブコーチ）が職場に実際に赴き就職後の職場定着をサポートします。

所在地等 ▶ 千葉市美浜区新港43 ☎ 043-204-2385 fax 043-246-7911

## 5. 千葉障害者職業センター

- 内 容 ▶ 障がい者の特性に合わせた職業適性を評価し、相談・指導や就職に向けた模倣的作業等による支援を行うとともに、就職後に事業所に職場適応援助者を派遣し、障がい者及び事業主に対し、雇用の前後を通じた専門的な支援を行っています。
- ▶ また、うつ病などの精神障がいにより求職している方の職場復帰(リワーク)支援なども行っています。

所在地等 ▶ 千葉市美浜区幸町1-1-3 ☎ 043-204-2080 fax 043-204-2083

## 6. 千葉県立障害者高等技術専門校（ちばテク障害者校）

- 内 容 ▶ 障がいのある方が就職に必要な知識を習得し、職業人として自立を目指すために必要な職業訓練を行っています。

応募資格 ▶ 身体・知的・精神の障がい等があり、次の全ての条件を満たしている方

- 義務教育を修了している方、または修了見込みの方
- 障がいのある方で職業人として自立が見込まれる方
- 職業訓練に耐えることができると認められる方
- 障がいの症状が固定している方
- 集団生活に適応できる方
- 当該コースの技能習得に意欲のある方
- 訓練受講に家族などの理解と協力が得られる方
- ハローワークに求職登録をしている方

コ ー ス ▶ 身体障がい者向けコース

- DTP・Webデザインコース(1年)
- 福祉住環境・CADコース(1年)
- PCビジネスコース(1年)

▶ 知的障がい者向けコース

- 基礎実務コース(1年)
- 短期実務コース(6か月)

▶ 精神障がい者・発達障がい者対象コース

- 職域開拓コース(1年)

負 担 ▶ 入校選考料、入校料、授業料は無料。ただし、教科書代や作業服代などは自己負担となります。

入 寮 ▶ 身体に障がいのある方で通校が困難な方は入寮できます。

所在地等 ▶ 千葉市緑区大金沢町470 ☎ 043-291-7744 fax 043-291-7745

## 7. 国立職業リハビリテーションセンター

- 内 容
- 隣接する国立障害者リハビリテーションセンターとの協力のもとに、障がいのある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを体系的に提供する、職業リハビリテーションの先駆的実践機関です。
  - 職業に就くための訓練は、原則として1年間です。
  - 障がいにより休職中の方が、復職にあたり新たな技能を身に付けることが必要となった場合の訓練や、在職している方の職業技能のレベルアップを図るための訓練があります。

所在地等

- 埼玉県所沢市並木4-2 ☎ 04-2995-1201 fax 04-2995-1277

(参考資料)

表1 身体障害者障がい程度等級表 (太線より上は第1種、下は第2種)

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能障がい		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障がい
		聴覚障がい	平衡機能障がい	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの			
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度(I/4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2 視表による。以下同じ。)が28度以下の者 ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の②に該当するものを除く。) ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下の者 ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
4級	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の②に該当するものを除く。) ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障がい
5級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい	
6級	①視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

## (参考資料)

(備考)

1. 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1 級上の級とする。ただし、二つの重複する障がいが特に本表中に指定されているものは該当級とする。
2. 肢体不自由においては、7 級に該当する障がいが二つ以上重複する場合は、6 級とする。
3. 異なる等級について二つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5. 「指の機能障がい」とは、中指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとする。
6. 上肢または下肢欠損の断端の長さは実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

(参考資料)

級別	肢体不自由	
	上肢	下肢
1級	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	①両上肢の機能の著しい障がい ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕を2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障がい ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	①両上肢のおや指及び人さし指を欠くもの ②両上肢のおや指及び人さし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障がい ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパール関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの
4級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節、又は手関節の内いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及び人さし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及び人さし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又は人さし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	①両下肢すべての指を欠くもの ②両下肢すべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障がい ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	①両上肢のおや指の機能の著しい障がい ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内いずれか一関節の機能の著しい障がい ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及び人さし指の機能の著しい障がい ⑥おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	①一上肢のおや指の機能の著しい障がい ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③人さし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障がい
7級	①一上肢の機能の軽度の障がい ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内いずれか一関節の機能の軽度の障がい ③一上肢の手指の機能の軽度の障がい ④人さし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障がい ②一下肢の機能の軽度の障がい ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節の内、いずれか一関節の機能の軽度の障がい ④一下肢の全ての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

(参考資料)

級別	肢体不自由			内部障がい	
	体幹	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい
		上肢機能	移動機能		
1級	体幹の機能障がいによって座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	①体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障がいにより立ち上がるのが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの		
3級	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級		不随意運動・失調などによる上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調などによる上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの		
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの		
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの		

(参考資料)

級別	内部障がい				
	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
1級	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級				ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級					
6級					
7級					



(参考資料)

表 2 療育手帳判定基準

障がい程度		判定の基準
最重度	㊸	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
重 度	A の 1	知能指数がおおむね 21 以上 35 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
	A の 2	知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級、2 級または 3 級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
中 度	B の 1	上記以外の者で、知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。
軽 度	B の 2	知能指数がおおむね 51 以上 75 程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。

※ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。

最重度	㊸の 1	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者。
	㊸の 2	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㊸の 1 以外の者。

表 3 精神障害者保健福祉手帳 障がいの程度

障がい等級	精神障がいの状態
一 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
二 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
三 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(対象となる精神疾患)

- 統合失調症・うつ病、そううつ病などの気分障がい
- 気分(感情)障がい
- 非定型精神病
- てんかん
- 中毒精神病
- 器質性精神障がい(高次脳機能障がいを含む)
- 発達障がい(心理発達の障がい、小児(児童)期及び青年期に生じる行動及び情緒の障がい)
- その他の精神疾患

## (参考資料)

表4 日常生活用具対象種目一覧

## ① 介護・訓練支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
特殊寝台	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> <li>• 寝たきりの状態にある難病患者等</li> </ul>	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
特殊マット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい1級の身体障がい者(身体障がい児の場合は2級以上)</li> <li>• 重度若しくは最重度の知的障がい者であって、常時介護を要するもの(原則として3歳以上の者)</li> <li>• 寝たきりの状態にある難病患者等</li> </ul>	じよくそう 褥瘡を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	19,600 円	5 年
特殊尿器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい1級の身体障がい者(児)であって、常時介護を要するもの(原則として学齢児以上の者)</li> <li>• 自力で排尿できない難病患者等</li> </ul>	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
入浴担架	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、入浴に介助を要するもの(原則として3歳以上の者)</li> </ul>	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年
体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの(原則として学齢児以上の者)</li> <li>• 寝たきりの状態にある難病患者等</li> </ul>	障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として3歳以上のもの</li> <li>• 下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	介護者が障がい者(児)を移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円	4 年
訓練椅子	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児であって、原則として3歳以上のもの</li> </ul>	原則として付属のテーブルを付けるもの	33,100 円	5 年
訓練用ベッド	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい児であって、原則として学齢児以上のもの</li> <li>• 下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円	8 年

## (参考資料)

## ② 自立生活支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい有し、入浴に介助を要する者であって、原則として3歳以上のもの</li> <li>• 入浴に介助を要する難病患者等</li> </ul>	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
便器 (ポータブルトイレ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> <li>• 常時介護を要する難病患者等</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	8年
歩行補助杖	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障がい有する身体障がい者(児)であって、移動等において介助を要するもの(原則として3歳以上の者)</li> <li>• 下肢が不自由な難病患者等</li> </ul>	T字状又は棒状の杖で、木材又は軽金属を主体としたもの	3,000円 (夜光材付は410円増しとし、全面夜光材付は1,200円増しとする。)	3年
移動・移乗支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障がい有する身体障がい者(児)であって、家庭内の移動等において介助を要するもの(原則として3歳以上の者に限る。)</li> <li>• 下肢が不自由な難病患者等</li> </ul>	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	60,000円	8年
頭部保護帽	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい有する身体障がい者(児)</li> <li>• 重度又は最重度の知的障がい者及び障害等級1級の精神障がい者であって、てんかんの発作等により頻りに転倒するもの</li> </ul>	転倒の衝撃から頭部を保護できる次のもの ア スポンジ及び革を主材料に製作したもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作したもの	ア 15,200円 イ 36,750円	3年
特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上肢障がい2級以上の身体障がい者(児)及び重度若しくは最重度の知的障がい者であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの(原則として学齢児以上の者)</li> <li>• 上肢機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年

(参考資料)

火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害等級2級以上の身体障がい者(児)</li> <li>重度又は最重度の知的障がい者及び障害等級1級の精神障がい者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)</li> </ul>	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害等級2級以上の身体障がい者(児)</li> <li>重度若しくは最重度の知的障がい者及び障害等級1級の精神障がい者又は難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)</li> </ul>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
電磁調理器	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者及び重度又は最重度の知的障がい者であって、18歳以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</li> </ul>	障がい者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
歩行時間延長信号機用小型送信機	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
聴覚障がい者用屋内信号装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がい2級の身体障がい者であって、日常生活上必要と認められるもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</li> </ul>	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円	10 年

③ 在宅療養等支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
透析液加温器	<ul style="list-style-type: none"> <li>じん臓機能障がい3級以上の身体障がい者(児)であって、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの(原則として3歳以上の者に限る。)</li> </ul>	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
ネブライザー(吸入器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)</li> <li>呼吸器機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年

(参考資料)

電気式たん吸引器	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)</li> <li>呼吸器機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの (吸引・吸入両用器も含む)	56,400 円	5 年
酸素ボンベ運搬車	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者</li> </ul>	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000 円	10 年
視覚障がい者用音声式体温計	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年
視覚障がい者用体重計	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</li> </ul>	障がい者が容易に使用し得るもの	18,000 円	5 年
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工呼吸器の装着が必要な身体障がい者(児)及び難病患者等</li> </ul>	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	157,500 円	5 年

④ 情報・意思疎通支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
携帯用会話補助装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由で発声・発語に著しい障がいをもつ身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年
情報・通信支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>上肢又は視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	障がい者(児)向けパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト	100,000 円	5 年
点字ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者であって、必要と認められるもの又は視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)を有する身体障がい者であって、必要と認められるもの</li> </ul>	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500 円	6 年
点字器	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10,400 円	7 年
点字タイプライター	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として就学若しくは就労し、又は就労が見込まれるもの</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	63,100 円	5 年

(参考資料)

視覚障がい者 用ポータブル レコーダー(録 音再生機)	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	85,000 円	6 年
視覚障がい者 用ポータブル レコーダー(再 生専用機)		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	35,000 円	
視覚障がい者 用活字文書読 上げ装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	99,800 円	6 年
視覚障がい者 用拡大読書器	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がいを有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000 円	8 年
視覚障がい者 用時計	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10,300 円	10 年
聴覚障がい者 用通信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	一般の電話機に接続でき、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	71,000 円	5 年
聴覚障がい者 用情報受信装 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がいを有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者</li> </ul>	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	88,900 円	6 年
人工喉頭 (笛式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>音声又は言語機能障がいを有する身体障がい者(児)であって、喉頭摘出により音声を全く発することができないもの</li> </ul>	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	8,100 円	4 年
人工喉頭 (電動式)		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100 円	5 年

(参考資料)

点字図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者を有する者</li> </ul>	点字により作成された図書(月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。)	点字図書の購入価格に相当する額	
------	---	----------------------------------	-----------------	--

⑤ 排泄管理支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
ストーマ装具(蓄便袋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ぼうこう又は直腸機能障がい4級以上の身体障がい者(児)であって、ストーマを造設したもの</li> </ul>	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	8,860 円	1 月
ストーマ装具(蓄尿袋)		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で、尿処理用のキャップ付きのラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	11,640 円	1 月
紙おむつ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度の排便(排尿)機能障がい又は脳原性運動機能障がい者を有する身体障がい者(児)であって、意思表示が困難なもの</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	12,000 円	1 月
収尿器	<ul style="list-style-type: none"> <li>ぼうこう又は直腸機能障がい4級以上の身体障がい者(児)であって、高度の排尿機能障がい者を有するもの</li> </ul>	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの	男性用 7,700 円 女性用 8,500 円	1 年

⑥ 住宅改修費

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
居宅生活動作補助用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>下肢若しくは体幹機能障がい若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)3級以上(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上)の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> <li>下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000 円	

注意

- 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢または体幹機能障がいに準じて取扱います。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚し時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。

## (参考資料)

表5 障害者総合支援法の対象疾病一覧 366疾病 (令和6年4月1日現在)

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	下垂体前葉機能低下症
2	アイザックス症候群	52	家族性地中海熱
3	IgA腎症	53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
4	IgG4関連疾患	54	家族性良性慢性天疱瘡
5	亜急性硬化性全脳炎	55	カナバン病
6	アジソン病	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
7	アッシャー症候群	57	歌舞伎症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
9	アペール症候群	59	カルニチン回路異常症
10	アミロイドーシス	60	加齢黄斑変性
11	アラジール症候群	61	肝型糖原病
12	アルポート症候群	62	間質性膀胱炎(ハンナ型)
13	アレキサンダー病	63	環状20番染色体症候群
14	アンジェルマン症候群	64	関節リウマチ
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	完全大血管転位症
16	イソ吉草酸血症	66	眼皮膚白皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	ギャロウェイ・モフト症候群
19	1p36欠失症候群	69	急性壊死性脳症
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性網膜壊死
21	遺伝性ジストニア	71	球脊髄性筋萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	急速進行性糸球体腎炎
23	遺伝性膝炎	73	強直性脊椎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨細胞性動脈炎
25	ウィーバー症候群	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
27	ウィルソン病	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
28	ウエスト症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
29	ウェルナー症候群	79	筋萎縮性側索硬化症
30	ウォルフラム症候群	80	筋型糖原病
31	ウルリッヒ病	81	筋ジストロフィー
32	HTRA1関連脳小血管病	82	クッシング病
33	HTLV-1関連脊髄症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
34	ATR-X症候群	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
35	ADH分泌異常症	85	クルーゾン症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	グルコーストランスポーター1欠損症
37	エプスタイン症候群	87	グルタル酸血症1型
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症2型
39	エマヌエル症候群	89	クロウ・深瀬症候群
40	MECP2重複症候群	90	クローン病
41	遠位型ミオパチー	91	クローンカイト・カナダ症候群
42	円錐角膜	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症
43	黄色靭帯骨化症	93	結節性硬化症
44	黄斑ジストロフィー	94	結節性多発動脈炎
45	大田原症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
46	オクシピタル・ホーン症候群	96	限局性皮膚異形成
47	オスラー病	97	原発性局所多汗症
48	カーニー複合	98	原発性硬化性胆管炎
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性高脂血症
50	潰瘍性大腸炎	100	原発性側索硬化症



## (参考資料)

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性胆汁性管炎	151	若年性肺気腫
102	原発性免疫不全症候群	152	シャルコー・マリエ・トオース病
103	顕微鏡的大腸炎	153	重症筋無力症
104	顕微鏡的多発血管炎	154	修正大血管転位症
105	高IgD症候群	155	ジュベール症候群関連疾患
106	好酸球性消化管疾患	156	シュワルツ・ヤンペル症候群
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
108	好酸球性副鼻腔炎	158	神経細胞移動異常症
109	抗糸球体基底膜腎炎	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
110	後縦靭帯骨化症	160	神経線維腫症
111	甲状腺ホルモン不応症	161	神経有棘赤血球症
112	拘束型心筋症	162	進行性核上性麻痺
113	高チロシン血症1型	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
114	高チロシン血症2型	164	進行性骨化性線維異形成症
115	高チロシン血症3型	165	進行性多巣性白質脳症
116	後天性赤芽球癆	166	進行性白質脳症
117	広範脊柱管狭窄症	167	進行性ミオクローヌステんかん
118	膠様滴状角膜ジストロフィー	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
119	抗リン脂質抗体症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
120	コケイン症候群	170	スタージ・ウェーバー症候群
121	コストロ症候群	171	スティーンズ・ジョンソン症候群
122	骨形成不全症	172	スミス・マギニス症候群
123	骨髄異形成症候群	173	スモン
124	骨髄線維症	174	脆弱X症候群
125	ゴナド トロピン分泌亢進症	175	脆弱X症候群関連疾患
126	5p欠失症候群	176	成人発症スチル病
127	コフィン・シリス症候群	177	成長ホルモン分泌亢進症
128	コフィン・ローリー症候群	178	脊髄空洞症
129	混合性結合組織病	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
130	鰓耳腎症候群	180	脊髄髄膜瘤
131	再生不良性貧血	181	脊髄性筋萎縮症
132	サイトメガロウイルス角膜炎	182	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症
133	再発性多発軟骨炎	183	前眼部形成異常
134	左心低形成症候群	184	全身性エリテマトーデス
135	サルコイドーシス	185	全身性強皮症
136	三尖弁閉鎖症	186	先天異常症候群
137	三頭酵素欠損症	187	先天性横隔膜ヘルニア
138	CFC症候群	188	先天性核上性球麻痺
139	シェーグレン症候群	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
140	色素性乾皮症	190	先天性魚鱗癬
141	自己食空胞性ミオパチー	191	先天性筋無力症候群
142	自己免疫性肝炎	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI) 欠損症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	193	先天性三尖弁狭窄症
144	自己免疫性溶血性貧血	194	先天性腎性尿崩症
145	四肢形成不全	195	先天性赤血球形成異常性貧血
146	シトステロール血症	196	先天性僧帽弁狭窄症
147	シトリン欠損症	197	先天性大脳白質形成不全症
148	紫斑病性腎炎	198	先天性肺静脈狭窄症
149	脂肪萎縮症	199	先天性風疹症候群
150	若年性特発性関節炎	200	先天性副腎低形成症

## (参考資料)

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	トラバ症候群
202	先天性ミオパチー	252	中條・西村症候群
203	先天性無痛無汗症	253	那須・ハコラ病
204	先天性葉酸吸収不全	254	軟骨無形成症
205	前頭側頭葉変性症	255	難治顔回部分発作重積型急性脳炎
206	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)	256	22q11.2欠失症候群
207	早期ミオクロニー脳症	257	乳幼児肝巨大血管腫
208	総動脈幹遺残症	258	尿素サイクル異常症
209	総排泄腔遺残	259	ヌーナン症候群
210	総排泄腔外反症	260	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
211	ソトス症候群	261	ネフロン癆
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	262	脳クレアチン欠乏症候群
213	第14番染色体父親性ダイノミー症候群	263	脳腱黄色腫症
214	大脳皮質基底核変性症	264	脳内鉄沈着神経変性症
215	大理石骨病	265	脳表ヘモジデリン沈着症
216	ダウン症候群	266	膿疱性乾癬
217	高安静脈炎	267	嚢胞性線維症
218	多系統萎縮症	268	パーキンソン病
219	タナトフォリック骨異形成症	269	パージャー病
220	多発血管炎性肉芽腫症	270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎	271	肺動脈性肺高血圧症
222	多発性軟骨性外骨腫症	272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
223	多発性嚢胞腎	273	肺胞低換気症候群
224	多脾症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
225	タンジール病	275	バッド・キアリ症候群
226	単心室症	276	ハンチントン病
227	弾性線維性仮性黄色腫	277	汎発性特発性骨増殖症
228	短腸症候群	278	PCDH19関連症候群
229	胆道閉鎖症	279	非ケトーシス型高グリシン血症
230	遅発性内リンパ水腫	280	肥厚性皮膚骨膜炎
231	チャージ症候群	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
233	中毒性表皮壊死症	283	肥大型心筋症
234	腸管神経節細胞減少症	284	左肺動脈右肺動脈起始症
235	TRPV4異常症	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
236	TSH分泌亢進症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
237	TNF受容体関連周期性症候群	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
238	低ホスファターゼ症	288	非典型溶血性尿毒症症候群
239	天疱瘡	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
240	特発性拡張型心筋症	290	皮膚筋炎/多発性筋炎
241	特発性間質性肺炎	291	びまん性汎細気管支炎
242	特発性基底核石灰化症	292	肥満低換気症候群
243	特発性血小板減少性紫斑病	293	表皮水疱症
244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	294	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
245	特発性後天性全身性無汗症	295	VATER症候群
246	特発性大腿骨頭壊死症	296	ファイファー症候群
247	特発性多中心性キャスルマン病	297	ファロー四徴症
248	特発性門脈圧亢進症	298	ファンコニ貧血
249	特発性両側性感音難聴	299	封入体筋炎
250	特発性難聴	300	フェニルケトン尿症

(参考資料)

番号	疾病名	番号	疾病名
301	フォンタン術後症候群	351	4p欠失症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症	352	ライソゾーム病
303	副甲状腺機能低下症	353	ラスマッセン脳炎
304	副腎白質ジストロフィー	354	ランゲルハンス細胞組織球症
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	355	ランドウ・クレフナー症候群
306	ブラウ症候群	356	リジン尿性蛋白不耐症
307	ブラダー・ウィリ症候群	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
308	プリオン病	358	両大血管右室起始症
309	プロピオン酸血症	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
310	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	360	リンパ脈管筋腫症
311	閉塞性細気管支炎	361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
312	β-ケトチオラーゼ欠損症	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
313	ベーチェット病	363	レーベル遺伝性視神経症
314	ベスレムミオパチー	364	レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
315	ヘパリン起因性血小板減少症	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
316	ヘモクロマトーシス	366	レット症候群
317	ペリー病	367	レノックス・ガストー症候群
318	ペルーシド角膜辺縁変性症	368	ロスマンド・トムソン症候群
319	ペルオキシゾーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
320	片側巨脳症	※一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていません。 各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ <a href="https://www.nanbyou.or.jp/">https://www.nanbyou.or.jp/</a> 等を参照ください。	
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
324	ホモシスチン尿症		
325	ポルフィリン症		
326	マリネスコ・シェーグレン症候群		
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
330	慢性再発性多発性骨髄炎		
331	慢性膵炎		
332	慢性特発性偽性腸閉塞症		
333	ミオクロニー欠伸てんかん		
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
335	ミトコンドリア病		
336	無虹彩症		
337	無脾症候群		
338	無βリポタンパク血症		
339	メープルシロップ尿症		
340	メチルグルタコン酸尿症		
341	メチルマロン酸血症		
342	メビウス症候群		
343	メンケス病		
344	網膜色素変性症		
345	もやもや病		
346	モワット・ウイルソン症候群		
347	薬剤性過敏症症候群		
348	ヤング・シンプソン症候群		
349	優位遺伝形式をとる遺伝性難聴		
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		

表 6 生活福祉資金の種類

		種 類	貸付限度額
総合支援資金(※)	生活支援費	➤ 生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内
	住宅入居費	➤ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内
	一時生活再建費	➤ 生活を再建するために一時的にかつ日常生活で賄うことが困難である費用	60 万円以内
福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生業を営むために必要な経費</li> <li>➤ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>➤ 住宅の増改築、補修費及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>➤ 福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>➤ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>➤ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>➤ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費</li> <li>➤ 冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>➤ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>➤ 就職・技能習得等の支度に必要</li> <li>➤ その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>	580 万円以内 * 資金の用途に応じて目安額を設定
	緊急小口資金(※)	➤ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付ける少額の費用	10 万円以内
教育支援資金	教育支援費	➤ 低所得世帯に属する者が高校・短大・大学または高等学校への入学に際し必要な経費	(高 校) 月 3 万 5 千円以内 (高専・短大) 月 6 万円以内 (大 学) 月 6 万 5 千円以内
	就学支度費	➤ 低所得世帯に属する者が高校・短大・大学または高等学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内
不動産担保型資金	不動産担保型生活資金	➤ 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として、生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の 70% 程度
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	➤ 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	戸建住宅: 評価額の 70% 程度 集合住宅(マンション): 評価額の 50% 程度

※ 総合支援資金及び緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。